
TIPS

ON CAMPUS LIFE FOR STUDENTS

2026

安全で快適な学生生活のヒント

- 安全で快適な学生生活のために
 1. 学生生活の困りごと
 2. 法令遵守
 3. キャンパス内のルールを守る
 4. 成人としての自立とお金の問題
- 包括的な学生支援ネットワーク
- 学生懲戒規程・学生団体処分規程
- 相談窓口一覧(学内・学外)

安全で快適な学生生活のために 1

1. 学生生活の困りごと

- 学生が巻き込まれるトラブル 2
- トラブルを回避するための「姿勢」と「行動」 3
- 危険な勧誘 5
- SNS 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと 7
- インターネット上のトラブル 8
- カルト集団等による巧妙な勧誘 9
- アルバイトのトラブル 11
- 盗難・窃盗・置き引き・ひったくりに注意! 12
- ひとり暮らしの注意 / 通学・帰宅・夜間外出時の危険 13

2. 法令遵守

- 違法薬物 14
- 飲酒 16
- 交通法規を守り、地域社会の責任ある一員となろう 17

3. キャンパス内のルールを守る

- 立命館大学のキャンパス全面禁煙 18
- 通学ルールを守り、安心・安全な学生生活を! 19

4. 成人としての自立とお金の問題

- 契約行為とは何かを知ろう 20
- 「クレジット」について 21
- キャッシュレス決済について 23
- アルバイト 24
- 選挙権の行使について / 20歳になったら国民年金へ加入 25
- 正課・大学行事中・課外自主活動中、大学施設内のケガ / 保険加入の勧め 26

学生生活セミナーについて 27

包括的な学生支援ネットワーク 28

- 学生オフィスの学生支援コーディネーター 28
- 学生サポートルーム 29
- Student Success Program (SSP) 30
- 保健センター / 障害学生支援室 31
- ダイバーシティ&インクルージョン推進室 32
- ハラスメントの相談 33

学生懲戒規程・学生団体処分規程 34

- 懲戒の流れ 35
- 留意事項 36

相談窓口一覧 (学内・学外) 37

安全で快適な学生生活のために

本冊子は、皆さんの学生生活で必要となる知識や避けてほしいことについて、過去の先輩方が遭遇した様々な例を元にまとめたものです。参考にして、充実した学生生活を送るようにしてください。

大学4年間は、様々な活動の中で多くの友人・恩師にめぐりあい、豊かな人格や人間関係を形成していく大切な時期です。また社会で自立して生きていくための「準備期間」でもあり、学生生活を送るにあたっては、様々な事柄について自らが選択、判断して行動し、その責任を負うことが基本となります。

特に2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変更され、18歳に達した日から新成人となります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。例えば、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むなどです。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職等の進路も自分の意思で決定できるようになります。このことは、社会に一人前の構成員として認められるという意味を持ち、18歳から成年として社会で活躍して欲しいという願いが込められています。ただし、新成年を狙い、お金や労力、時間等を搾取しようとする悪意ある団体個人も存在します。本誌にも具体例を掲載していますので、くれぐれも注意してください。また、飲酒や喫煙、競馬・競輪等はこれまでと同様、20歳にならないとできませんので注意してください。

学生の皆さんは、成人であり、市民社会の一員です。大学や社会のルール、マナーを遵守し、他者を尊重し、よりよい社会づくりに貢献することが求められます。様々なルールやマナー、法律・法規は、遵守すべきことを定めているとともに、皆さんの権利を守るためにつくられていますので、権利と責任の双方を理解して行動してください。

なお皆さんが法律・法規、学内のルールやマナーに違反した場合には、法律・法規、大学内の規程に基づいて、懲戒、懲罰を受けることになります。皆さん一人ひとりの言葉や行動、情報発信が常に社会的責任を伴っていることを認識し、大学生としての自覚と誇りを持った、責任ある行動を心掛けてください。

学生が巻き込まれるトラブル

学生生活は自由に満ち溢れていますが、様々な危険も潜んでいます。自由な反面、自己責任が問われることはもちろん、常にリスク(危険)管理が求められ、それが出来ない場合は、取り返しのつかない事態に陥る場合もあります。未然に危険を回避するため、まずはどのような犯罪被害やトラブルがあるのかを知りましょう。

2024年 全体	
第1位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル
第2位	訪問販売・キャッチセールス
第3位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第4位	セクシャルハラスメント
第5位	空巢・泥棒・盗難

2025年 全体	
第1位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル
第2位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第3位	自転車の交通事故
第4位	セクシャルハラスメント
第5位	自転車以外の交通事故

2025年 自宅	
第1位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル
第2位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第3位	セクシャルハラスメント
第4位	自転車の交通事故
第5位	自転車以外の交通事故

2025年 下宿生	
第1位	自転車の交通事故
第2位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第3位	近隣住民とのトラブル
第4位	自転車以外の交通事故
第5位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル

2025年 男子	
第1位	自転車以外の交通事故
第2位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル
第3位	自転車の交通事故
第4位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第5位	アルコールの強要／近隣住民とのトラブル

2025年 女子	
第1位	バイト先での金銭・労働条件のトラブル
第2位	セクシャルハラスメント
第3位	パワーハラスメント・モラルハラスメント
第4位	自転車の交通事故
第5位	ストーカー／近隣住民とのトラブル

出典：「第61回(2025年)学生生活実態調査～立命館大学データ集～」(立命館大学生生活協同組合)より抜粋



トラブルを回避するための「姿勢」と「行動」

“ 大学生は狙われています ”

「楽をして儲けることができる」、「限られた人にしか声をかけていない」などと、オンライン・オフラインの区別なく言葉巧みに学生に近づき、実社会での経験の無さや、契約や消費行為に対する知識が乏しいところにつけこみ、欺いて、お金や労力、時間等を搾取する悪い人間が残念ながら世の中には存在します。このような危険は学生生活のごく日常に潜んでおり、決して他人事ではありません。大学生は狙われやすいです。ゆえに頻繁に新聞報道等で話題になります。

逆に大学生が悪徳商法や詐欺行為等に加担して、人を騙したり、不法に人の財産を搾取するなど加害者になる可能性もあります。大学生のうちから、被害者にも加害者にもならないために、危険を回避するための知識や姿勢を身につけてください。

なぜ、大学生は騙されやすいのか？

- ・社会生活における経験不足、消費生活上の知識の乏しさ。
- ・トラブルに遭遇したときにどこへ相談していいのかわからない。
- ・「まさか自分がトラブルに遭う」とは思っていない。
- ・他人に迷惑を掛けたくないと思い、一人で抱え込んでしまう。 などなど



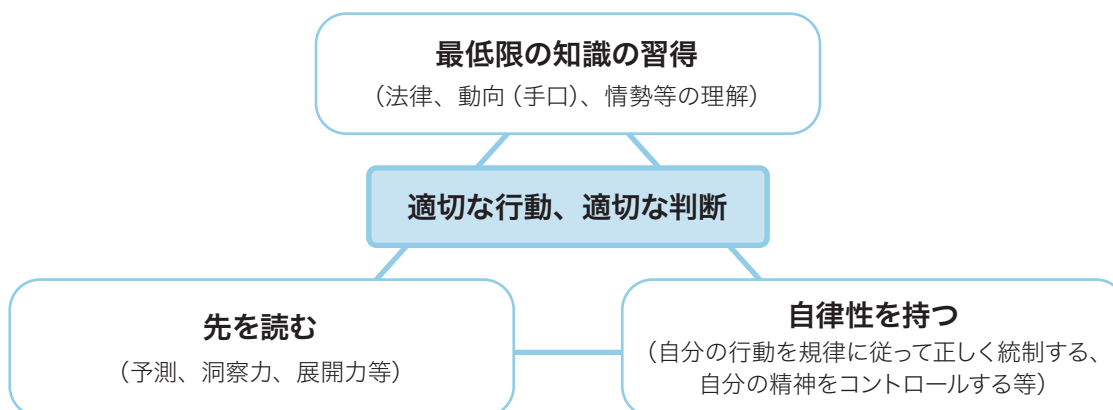
だまされやすい、トラブルに巻きこまれやすい、勧誘されやすい

では、どう対処すべきか？

〈トラブル回避の5ヶ条〉

- ① 自分も巻き込まれる可能性があるとの当事者意識を持つ
- ② 個人情報容易に漏らさない → あらゆるトラブルの源！
- ③ トラブル回避のための最低限の知識を身につける
- ④ 先を読む（この契約をしたら、この勧誘に応じたら、今後どうなるのかを想像する）
- ⑤ トラブルに遭遇しないよう、断る・相談するなど適切な行動をとる（勇気を持つ）

トラブルを回避するための姿勢と行動



実際、どんなトラブルが多いか

〈商品・役務等相談件数（2023年4月～9月／契約当事者18・19歳）〉

2023年度		2022年度（昨年同期）	
第1位	脱毛エステ	第1位	脱毛エステ
第2位	出会い系サイト・アプリ	第2位	出会い系サイト・アプリ
第3位	商品一般	第3位	商品一般
第4位	他の内職・副業	第4位	他の内職・副業
第5位	賃貸アパート	第5位	賃貸アパート

【事例1】 無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった

街中で脱毛エステの無料体験に誘われた。無料体験を受けた後、断ったにもかかわらず別室へ案内され、有料のエステの勧誘を受け続け、断り切れずに約20万円の全身脱毛コースの契約をしてしまった。後日、初回の施術を受けに行った際、頭金として7万円を請求されたが、持ち合わせていないと言ったところ、スマホを勝手に使われ7万円をリボ払いでキャッシングされ、エステ事業者の口座に送金された。さらに当日の所持金を聞かれ、持っていた2,000円を支払った。帰宅後、キャッシングの支払いが不安になり、エステ事業者に解約したいと言ったところ、初回施術料約6万円を支払うように言われた。契約を取り消したい。

（10歳代・女性）

【事例2】 SNSで知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった

SNSの自分のアカウントに知らない人から「ネットビジネスに興味がないか」とメッセージが届いた。興味を持ったので、無料メッセージアプリの通話機能を利用して話を聞き、詳しい話は会って話すと言われ、喫茶店で会うことになった。そこで突然、儲かる情報商材の購入を勧められ、断り切れず10万円の情報商材を契約してしまった。支払いは2種類のクレジットカードに分けて決済した。契約当時は未成年で、契約には親権者の同意が必要だったが、親に知られたいくれば契約書の親権者同意欄を自分自身で書けばいいと言われ、自らサインをした。しばらく情報商材を使ったが、儲からない。クーリング・オフについて記載された契約書面が渡されていないので、書面不備でクーリング・オフできないか。

（20歳代・男性）

出典：国民生活センター「狙われる!?18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の消費者トラブルに気をつけて!」（令和3年（2021年）4月8日公表）より抜粋

【事例3】 就活に役立つ営業スキルが身につくと携帯電話機種変更のインターンシップに勧誘された／SNSを通して携帯電話の機種変更の強引な勧誘を受けた

就職活動に役立つ・他の学生と差をつける営業経験やスキルを身につけることができるインターンシップがあるとSNSを通して知り、その説明会に行ってみたところ友人関係やSNSでのつながり等を通して「携帯電話代が安くなる機種変更」を勧誘することを強引に求められた。おかしいと思い断ろうとするも、話し合いの場の設定を提案されるだけでやめさせてくれなかった。／SNSでつながった人から突然「携帯電話代が安くなる機種変更」の勧誘を受けた。客観的な根拠が分かる資料や説明がないまま強引に勧められた。

※ 上記は本学で実際にあった相談事例をもとに紹介しています。

（20歳代・男性）

危険な勧誘

学生を狙った「危険な勧誘」が増えています。また、氏名・住所・連絡先等の個人情報を安易に教えたことにより、身に覚えのない請求がきたり、契約トラブルや詐欺事件に発展するケースがあります。「自分には関係ない」と思わず、身近に潜んでいる危険があることをしっかり認識してください。万が一、トラブルに巻き込まれたら一人で悩まず、大学、警察に相談してください。

危険な勧誘

名称	概要
カルト集団 ※詳細はP.9参照	キャンパス内外で、自分たちの正体を隠して、サークルやボランティア活動、講演会を装い、個人情報を巧みに聞き出して、勧誘してくる。ある程度、人間関係が築けたら、正体を明かすことが多い。一度、入会すると抜け出すことが困難なことも特徴。
アダルトビデオ (AV) 出演強要	アイドルやモデルの勧誘を装い、契約後にAVへの出演を強要。断ると「違約金を払え」、「親にばらす」等と脅され、本人の意に反して、AVに出演させられた。
学生風俗スカウト	繁華街や駅前等で声を掛けて、高額な酒を飲ませる。代金が支払えないと借金をさせ、返済のために風俗店を斡旋して働かせる。

悪質商法

名称	概要
マルチ商法 (販売組織) ネットワークビジネス	「楽に儲かる、必ず儲かる」と誘われ、このビジネスに入会すると高額な物品購入を迫られる。新たに会員を増やし、物品を売れば高額な報酬が得られると言われ、物品の仕入れ、販売や会員獲得に奔走させられた。 (被害の多い商品) 健康食品、健康化粧品、健康器具、浄水器、パソコン機器、CD・DVD (情報教材等)、投資用の資料が入った USB 等の教材等
ねずみ講 (金銭配当組織)	マルチ商法に似ているが、物品の販売は伴わず、金銭のみ流動する。後順位の加入者が支出した金銭等を先順位の加入者が受け取るという配当組織である。加入者が無限に増加する構図となっており、無限連鎖講とも言われている。
モバイルプランナー (友達商法)	「就活に役立つ営業力向上インターンシップ」等と勧誘し、当人の人間関係、特に SNS での繋がりを利用して携帯電話の機種変更等を行わせる商法。スキルアップでき、周りの人にもメリットがあると思わせるケースが多い。特定団体の利益のために交友関係や信頼を提供することになり、周囲の信頼や人間関係を壊す可能性が高い。
キャッチセールス	街中で「アンケートに答えてもらえませんか」等と声を掛けられ、答えたとこ、営業所に連れていかれ、高額な化粧品、健康食品等の購入をさせられた。
アポイントメントセールス	メールや電話で「あなたは〇〇に当選しました」等と呼び出されて、高額な商品購入を迫られた。
送りつけ商法、資格商法	注文していないのに、書籍や資格取得の教材を下宿に一方向的に送られ、代金を請求された。
デート商法	知らない女性から「卒業アルバムを見て素敵だと思った」、「ぜひ喫茶店で会って話をしたい」と誘われ、高額な商品を買わされた。
霊感商法	勧誘者から「祈とうをしなれば不幸から逃れられない」、「魔よけの壺や水晶を買わないと災いが降りかかる」などと恐怖心を植え付けられ、高額な物品を買わそうとする。
強引な訪問販売・身分詐称詐欺 (新聞、浄水器、Wi-Fi機器やガス・電気・Wi-Fi契約等)	下宿に「大家、管理会社からの紹介できました」、「消防署から来ました」等と偽り、高額な浄水器や火災報知機を買わされた。強引な新聞契約、電気・ガス契約等を迫られる場合もある。

 学外の連絡先は P.38 参照

大学を名乗る電話 (個人情報聞き出し) に注意

実家に「学生オフィスの〇〇ですが、至急お子さんに連絡をとりたくので携帯番号を教えてください」と個人情報を聞き出そうとする不審な電話がかかるケースがあります。このような電話があった場合は「本人から連絡させますので、そちらの連絡先を教えてください」と回答し、すぐに個人情報を教えないよう、ご家族に伝えてください。

SNS、インターネットを使った手口

名称	概要
なりすまし、乗っ取り	実在するアカウントを乗っ取り、その人物になりすまして、アマゾンギフトカード等のWebマネーをコンビニで買わせ、その購入したカードのコードを写真で送らせて、Webマネーの金額を騙し取る。
架空請求 ワンクリック詐欺	ネット上でアダルトサイト、出会い系サイトを閲覧していたら有料（悪質）サイトに誘導され、利用画面が消えず、メールで利用料の請求が来たので、支払ってしまったケースや裁判所を通じて（あるいは装って）通知を行う悪質な事例もある。
サクラサイト詐欺	芸能人、芸能プロダクション社長等になりすましたサクラ（おとり役）が、消費者の様々な欲求を利用して、特定の有料サイトに誘い、多額の利用料を搾取する。「芸能人〇〇の相談に乗ってくれたら報酬を支払う」といった文句で近づいてくるケースもある。
出会い系サイト	異性との交際を希望する者の求めに応じたサイトで、その情報を掲示板に掲載するサービス。恐喝や詐欺等の犯罪被害が多く報道されている。知り合った相手から有料ポイントの購入を何度も求められるケース等も報告されている。

詐欺、就活商法

名称	概要	
詐欺	投資・出資金詐欺	「ある企業（個人）、または商品にお金を出資すれば儲かる」と声を掛けられ、出資に協力した。最初は配当金が出たが、そのうち配当金は無くなり、出資金の返還もされず、多額の借金を負うこととなった。AI、仮想通貨による投資、パチンコ攻略詐欺、起業のための出資金詐欺等が該当。
	振り込み詐欺	「お母さんが交通事故に遭ったので、すぐに治療費を振り込んで欲しい」等、警察、大学、家族等の名を偽って称した者から連絡があり、指定された口座に振り込んでしまった。
	キャッシュカード すり替え詐欺	警察官や銀行員を名乗る男が自宅を訪れ、「あなたの口座から不正にお金引き出されている。カードと暗証番号を書いた紙を封筒に入れて」と言われ、目を離した際にカードの入った封筒が別の封筒にすり替えられ、持ち去された。
就活上の トラブル	就活商法	就職説明会にて「就活に役立つ」と、英会話教材や就活対策セミナーを勧められ、契約させられた。内定が欲しいのなら、指定の就活塾に入るよう、強引に迫られた。

オレオレ詐欺等の特殊詐欺に加担する「受け子」、「出し子」等の 闇バイト・裏バイトは大変危険。犯罪行為です。一生を棒に振ります！

SNS上の広告や知人を通じて、「高収入」をちらつかせて勧誘をする闇バイト、裏バイトに注意をしてください。

【受け子・出し子の事例】

- ・サークルの先輩より、「高収入のバイトがある」と勧誘があり、怪しいと思いつつも、1回だけならと思いき受け取った。バイトの内容は銀行員になりすまし、高齢者の家に行き、キャッシュカードを受け取り、その後、ATMで大金を引き出し、初対面の者に現金・カードを渡すといったもので、報酬として10万円をもらった。その後、詐欺容疑で逮捕され、大学も退学を余儀なくされた。ニュース上で氏名や通っている大学名も報道された。
- ・SNS上で「高収入のアルバイト募集」の広告が目につき、応募をした。報酬は1日に2万円で、バイトの内容は指定された場所で、知らない人から荷物を受け取り、それをまた知らない人に渡すといった単純なものだった。その荷物の中には違法薬物が入っていたことにより、逮捕され、大学も退学した。

【新型コロナウイルス禍における「持続化給付金」の不正受給の勧誘】

- ・受給資格がない人に持続化給付金の不正受給を持ちかける手口。申請方法を教える指導役、SNSや知人に呼びかける勧誘役、不正申請に応じた者の三者がいる。指導役や勧誘役は詐欺罪に問われるが、誘いに乗って虚偽の申請をした者や名義貸しをした者も罪に問われる可能性がある。

詐欺グループはSNS上で「#闇バイト」、「#裏バイト」等ハッシュタグをつけて、受け子、出し子を募っています。

警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/>

ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) 利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

Facebook や Twitter、LINE、Instagram、TikTok 等の SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) はスマートフォン、タブレット端末の普及等インターネット環境の拡がりにより、とても身近な存在となっています。

SNS は必要な時に多くの人から情報を収集でき、同時に多くの人に手早く情報を発信できるなどコミュニケーションツールとして、大変便利なものです。また、同じような趣味や共通項を持った人たちと交流の輪を広げることで、自らの興味、関心を更に広げ深めていくことができます。

近年では就職活動においても欠かせないツールとなっており、希望する企業や業界についての情報収集・交換だけではなく、採用説明会のエントリーや面接連絡に活用されるなど「学生」と「企業」の橋渡し役を担っているケースも増えています。このように SNS は適切な利用を心掛ければ非常に有意義且つ楽しいツールとなります。

以上の背景から、大学では本学で学ぶ学生のみなさん向けに SNS 利用に関わってのルールを作成しました。このルールには、みなさんが利用に関わって誤解しやすい内容についてのケーススタディも紹介しています (以下の URL に掲載しているリーフレットをご覧ください)。

<https://www.ritsumei.ac.jp/rs/sns/>

以下の【SNS 利用にあたって知ってもらいたい 5 つのこと】に記載されている 5 つのことを守らないと、自分だけでなく他人にも被害がおよぶこととなります。また、SNS 上 (特に Twitter 等) での発言は、ツールの設定次第で、仲間内だけの会話かと思っても、全世界の人に対して発信してしまう可能性もあります。また、きちんと閲覧の制限設定をしても、その中で閲覧を許可されている人が、多くの人が見られる SNS 等に情報を掲載・転載してしまう可能性もあります。

このように SNS の利用にあたっては、あらかじめ、その特性を理解しておく必要があります。以下のルールをよく読み、理解した上で、SNS を有効に利用しましょう。

SNS利用にあたって知ってもらいたい5つのこと

- ① SNS上の情報は、必ずしも正しいものばかりではない。
- ② SNS上においても、社会的ルールを守らなければならない。
- ③ SNS上の情報は、世界中に広まるものである。
- ④ SNSでは、匿名であったとしても、責任が伴う発言として取り扱われる。
- ⑤ SNSでの不用意な発言は、家族や友人にまで被害がおよぶことがある。

SNS への投稿・発言は、慎重な姿勢が問われます。
仮想世界に留まらず、あなた自身や周りの人達の現実社会に影響を与えます。

インターネット上のトラブル

近年のインターネット環境の充実にもとまね、ネット上のトラブルも増加しています。不適切な利用をした場合、自分だけでなく、時には他人にも被害がおよぶこともあります。ネット利用は自己責任が前提です。大学生という社会的責任のある主体であることを自覚して、正しい利用を心掛けてください。

レポート剽窃 ～インターネット上の情報を利用して～

インターネット上では様々な情報が簡単に閲覧・入手できます。この有用性を悪用して、他人の文献等の全文・部分を不適切に利用し、レポートや卒業論文等を作成することは盗用、剽窃行為と見なされます。

これは学ぶ権利の放棄であり、大学における教育活動の破壊につながる重大な違反行為です。これらを行った学生に対しては停学等の厳しい懲戒を科しています。引用する際は出典を明示するなどレポート作成上のルールを遵守し、著作権の侵害にならないよう気をつけてください。

SNS (Twitter, Instagram 等) の不適切な利用の代償について

SNSは身近で便利なツールですが、利用方法を誤ると大きな損害が発生したり、社会的な非難を受けることとなります。場合によっては民事、刑事問わず、法律上の処罰を受けることもありますので、くれぐれもリスクを避けた適切な利用を心がけてください。

【事例①】 SNS 上の情報だけで信用してしまうリスク

- ・ SNS 上のハッシュタグ（「#春から立命館」等）を用いて、同回生あるいは親切な先輩に偽装し、親しくなってから個人情報を入力する、あるいはマルチ商法やカルト宗教に誘う手口が流行しています。最近では「SDGs」関連の情報を隠れ蓑にして勧誘する手法も報告されています。

☞情報の発信元の信頼性を確認し、慎重に判断してください。

【事例②】 SNS へ本人・著作権者等に許可なく無断投稿するリスク

- ・ 旅行中に撮影した写真に知らない人が写っていたが、写りが良かったため SNS に投稿した。
- ・ 映像作品制作中に作品にあう楽曲をネットで見つけ、良い曲であったため（楽曲の権利に関する情報を調べず）、そのまま作品に使用して SNS に投稿した。

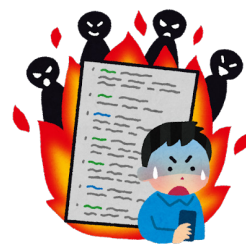
☞肖像権や著作権のトラブルを避けるため、SNS 等で使用する場合は、必ず事前に本人や著作権者に許可をとるようにしてください。

リベンジポルノの被害

別れた恋人への報復を目的として、交際中に撮影した裸の画像や動画等をネット上に投稿する行為が10代、20代が当事者の事件として少なからず発生しています。

投稿した者はリベンジポルノ防止法違反により、厳しく処罰されますが、ネット上で拡散した画像や動画はすぐには消すことができないため、投稿された方は将来にわたり、精神的な深手を負うことになります。

自分も当事者になる可能性があることを認識し、交際中より、容易に裸の写真や動画を撮らせないようにすることが肝要です。



RAINBOW ITサポート「防犯!交通安全!情報セキュリティ!」も併せて、ご参照ください。

<https://it.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja>

カルト集団等による巧妙な勧誘

キャンパス内外で、自分達の正体を隠して、サークルやボランティア活動、講演会等を装い、住所、連絡先等の個人情報をも巧みに聞き出して、勧誘をしているカルト集団等が活動をしていることがあります。曖昧な対応を取ると活動に参加をさせられ、いつの間にか抜け出せない状況になったり、学業を続けられない状態に陥ったりする可能性があります。

考えてみよう 以下のようなケースの場合、どのような対応を取るべきかを考えてみてください。

キャンパス内を一人で歩いていると、「ボランティア活動に関心がありませんか」と声を掛けられ、少し興味があつたので、話を聞くことにしました。ボランティアの話から最近の出来事や流行まで会話して、楽しい時間を過ごしましたが、最後に「ところで宗教に興味はある？」と質問をされ、「うーん、どうかな…」とその場は曖昧な返答をしました。

相手から「明日は一緒にランチをしない？ボランティアの先輩も一緒に連れて来るけど」と言われ、少し戸惑いはありましたが、感じのいい人だったので、「OK」と答え、帰り際にメールアドレス、電話番号も交換しました。

次の日、待合せ場所に行くと、先輩らしき人も数名いて、最初はボランティアの話をしていましたが、そのうちに話題が宗教の話に移りました。次第にこの人達はあるカルト集団の入信者であることが分かりました。反社会的な取組み等により、マスコミで騒がれている集団です。当然、自分としては、活動へ参加したいとは思いませんが、人自体は好感が持てます。また、ある程度、仲良くなったことにより、断りにくい状況でもあります。どう対処すれば良いのでしょうか…

あなたはどう思いますか？

- ・「少し話を聞くだけなら問題ないのでは」
- ・「電話番号、メールアドレスを知られても後で変えればいいや」
- ・「宗教の話は興味ないけど、その他の会話は楽しかったので、個人的に交際は続けても…」
- ・「後で危ないと気付いたら、そのときに退会すれば大丈夫」
- ・「ある程度、仲良くなったなら、なかなか断りづらいな」

曖昧な態度を取ってはいけません。嫌なことはきっぱり断る姿勢が求められます。

Step1: 何が問題なのか考えてみよう

①警戒心なく知らない人と話し込んだこと

☞これらの集団は自分達の正体を隠して、あなたに近づいてきます。「〇〇サークル、〇〇勉強会に興味がありませんか」などとキャンパス内で声を掛け、最初は趣味、大学生活等の会話をして、相手の興味を引き、次に会う約束を取り付けようとしています。次は団体の幹部をサークルの先輩や知人と称して、面会させて、人間関係を徐々に構築していきます。人間関係をつくり、容易に退会できなくすることが狙いです。

②個人情報を容易に開示したこと

☞これらの集団からの勧誘にかかわらず、電話番号、メールアドレス等の個人情報を知らない人に開示することは非常に危険です。個人情報を教えることにより、住所情報等が割り出され、執拗な勧誘や場合によってはストーカー被害に発展する可能性があります。

③戸惑いがあつたにもかかわらず、次の日の誘いに乗ったこと

☞これらの集団は①にあるように巧妙に誘ってきます。最初は楽しくても、そのうち、集団やその教義の話の比重を増やして、活動への参加を求めてきます。その結果、授業に出られなくなる、「活動・布教のため」と

称して物品を販売させる、勧誘活動をさせる、「やめると教義に反して罰が下る」などと脅して、退会を認めないなど、時間的、経済的、肉体的、精神的に大きな負担を強いられます。戸惑いを感じたら、早い段階で勇気を出して、きっぱり断ることが肝要です。

Step2: どのような対応を取るべきかを考えてみよう

- 知らない人・集団に個人情報（氏名、電話番号、メールアドレス、住所等）を開示しない。
- アンケートや巧みな個人情報の聞き出しに容易に答えない。
- 誘われても嫌なことははっきり「ノー」と言う（曖昧な態度を取らない）。
- 「所属団体名称や代表者、活動内容がはっきりしない」、「途中から話題が宗教的な内容に変わった」など、少しでも不審だと思った場合は即答せず、両親や学部事務室、学生オフィスへ相談する。
- 集団の名称が分かったら、学生オフィスに相談をしたり、インターネットで検索するなど、その概要を確認する。

信教の自由は日本国憲法（第20条1項）で保障されており、何人も侵害できない尊い権利です。しかし、世の中には生命・身体や財産権を侵害する反社会的な宗教団体も残念ながら存在します。

これらの団体の活動に巻き込まれると、正常な学生生活が送れなくなったり、家族や友人との関係が壊されたり、自分の人格をも破壊される可能性があります。

なお、最近では学外での声掛けやSNSで趣味の会や困りごと相談等で勧誘をしてくるケースも増えています。これらの集団には十分注意をしてください。

立命館大学は学生の皆さんが安心して、授業やクラブ・サークル活動等に専念できる環境づくりを進める一環で「カルト集団から学生を守るための取り組み基本方針」をつくりました。

カルト集団から学生を守るための取り組み「基本方針」

立命館大学は、学生の皆様が安心して教育・研究に取り組める学修環境や生活環境を守るため、以下の方針のもと、カルト集団の学内への介入を阻止するとともに、被害を未然に防ぐための取り組みを推進して参ります。

1. 本学は、学生個々人の「思想・信条」を尊重します。
但し、正体を隠して勧誘を行うというような、様々な人権侵害の可能性のあるカルト集団から学生を守るための取り組みを積極的に進めます。その予防や集団の特徴・手口に関する情報を適宜、学生に提供します。
2. 本学は、学生がカルト集団と関わっていることを確認した場合、安全配慮義務の観点より、基本的に当該学生の保証人とその情報を共有いたします。
3. 本学は、カルト集団から勧誘等の被害を受けた学生またはその保証人より、カルト集団からの脱会や正常な学生生活の回復に向けての相談があった場合、その解決に向けて大学として可能な支援をします。

2017年4月 立命館大学 学生部

アルバイトのトラブル

ブラックアルバイト（バイト）とは

学生であることを尊重しないアルバイトのこと。フリーターの増加や非正規雇用労働の基幹化が進むなかで登場した。低賃金であるにもかかわらず、正規労働者並みの義務やノルマを課されたり、学生生活に支障をきたすほどの重労働を強いられることが多い。

出典：ブラックバイトへの対処法より（中京大学教授 大内 裕和氏他）

【事例①】

塾の講師としてアルバイトをしているが、大学の定期試験のときに休ませてもらえず、無理なシフトを組まれて、多くの単位を落としてしまった。退職したいと言ったら、「君が辞めると塾の運営が滞る。どう責任を取ってくれるのか（その賠償金を払え）」とか、「どうしても辞めたいのであれば、代わりの者を連れてこい」と言われた。

☞ 代わりの者を探すのは会社側が行うことです。

【事例②】

飲食店で働いているが、初日に店長より調理中や接客中は賃金を払うが、それ以外の待機時間は賃金を支払わないと言われた。そのことについて「おかしい」と指摘したら、他のアルバイトの人がいる前で、大声で怒鳴られた。

☞ 調理や接客中など拘束されている時間（休憩時間除く）は給与の支払い対象です。そして、人の前で怒鳴る行為はハラスメントに該当します。予め労働条件通知書を受け取り、給与の支払い条件、勤務時間等を確認しましょう。ちなみに約 60%が労働条件通知書を受けていない現状*があります。

※厚生労働省：「平成 27 年大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」より

トラブルを避けるポイント

- ・ 労働条件通知書を必ずもらう。その中身に問題が無いか確認をする。
- ・ 勤務地の最低賃金を確認する（休憩時間以外の拘束時間は賃金の支払い対象です）。
- ・ 学業やその他の学生生活に支障のないシフトを組んでもらえる。

何かおかしいと思ったら

各キャンパスの学生オフィスや厚生労働省労働局、労働基準監督署に相談してください。



☞ 学外の連絡先は P.38 参照

盗難・窃盗・置き引き・ひったくりに注意!

学生が巻き込まれるトラブルでもっとも報告が多い事案は、財布やスマートフォン、鞆、自転車・バイク等の盗難被害です。全国の犯罪被害統計でも、「盗難」「ひったくり」等の被害相談が多く、被害の30%以上が中高生や大学生です。

「自分だけは大丈夫」と思わず、自分の身や自分の持ち物は自分で守りましょう。

一方、「すぐに返すからちょっと借りておこう」と駐輪してある他人の自転車に乗って出かけてしまう(窃盗)など、軽い気持ちで社会的に許されない行動をとってしまう事例も起こっています。窃盗は犯罪行為であり、学内外でそれらを発見した場合は、大学は学生懲戒の対象として厳正な対処をしています。(巻末の学生懲戒規程参照)

盗難・窃盗・置き引き・ひったくりにあわないための5か条

1. 貴重品は身に付けておく

図書館、教室、食堂、トイレ、屋外のベンチ等ではほんの一瞬目を離したスキにカバンに入れていた財布を盗られるケースが多発しています。どんな場所でも所持品から目をはなさず、財布等の貴重品は必ず身につける習慣をつけましょう。

2. 席に荷物を置いたままにしない

図書館、教室、食堂等、席を確保するためやちょっと席を外す時に机に荷物(パソコンを含む)を置いたままにしないようにしましょう。

3. ロッカーは正しく施錠する

体育授業、スポーツ活動で体育館やジムの更衣室を利用する際は荷物を必ずロッカーに入れ、正しく施錠しましょう。

4. 二重ロックが必須

自転車、バイクは、二重ロック(施錠)し、大切な財産を窃盗被害から守りましょう。駐輪場では無施錠の自転車、バイクが盗難被害にあっています。

5. ひったくりに注意

自転車、徒歩通行中、すれ違いざまにカバンをひったくられるケースが増えています。自転車の場合、前かごにカバーするなど予防をしてください。また、イヤホンを付けていると気配を感じ取ることができませんので、注意しましょう(本学では自転車等を運転中のイヤホン、ヘッドホンの使用を禁止しています)。



もしも、盗難・窃盗・置き引き・ひったくりの被害にあってしまったら

- ・金融機関やカード会社、携帯電話会社等にすぐ届け出て、悪用されないようにする。
- ・最寄の交番や警察署に届け出た後、困った時は、学生オフィスにも報告してください。

盗難・ひったくりの被害にあってしまったときにあわてないために

- ・財布に入れているキャッシュカード・クレジットカード等を把握しておく。
- ・持ち歩くカード類は最低限にする。
- ・カード会社(金融機関)の盗難・紛失に関する窓口・連絡先を控えておく(手帳やスマホに)

防犯ベル貸し出し中

立命館大学では、学生に携帯防犯ベルを貸し出しています。

〈貸出窓口〉 衣笠：学生オフィス・キャンパスインフォメーション
BKC：学生オフィス・キャンパスインフォメーション・正門受付

OIC：学生オフィス
朱雀：独立研究科事務室

ひとり暮らしの注意

これまで、親（保護者）や学校の先生があなたを守ってくれていましたが、これからは学生としてあなた自信が自分の生活を全て管理していくことになります。トラブルに見舞われないよう、普段から積極的に自分の身を守るために必要な情報収集を心掛けるとともに、あらかじめ近くの警察署・交番・病院等を確認するなど、「困ったときの対処方法」を知っておきましょう。

また、学生であっても、地域や社会で生活する「市民の一員」です。近隣の人たちと共に生活している自覚をもち、騒音、ゴミ出しなど自分の行動に責任をもち、他者に迷惑をかけないようにしましょう。

被害にあわないために

- 外出、就寝時にはドアだけでなく窓の鍵がしまっているか確認する。
2階・3階だからといって安心せず、常に戸締りに注意しよう。
- 知らない人が訪ねてきても不用意にドアをあけない。
ドアスコープ等から相手を確認して対応しよう。
・宅配便等はドアチェーン越しに押印、荷物は玄関先に置いてもらう。
・室内設備の点検等の場合は一人での対応を避け、家族や友人等と複数で対応しよう。
- 自宅マンションの水回りのトラブルで、修理業者から高額請求される例もある。
破損等については、マンション管理会社か大家さんへ相談しよう。
- 個人情報の取り扱いに注意
・郵便ポストは毎日確認する。鍵を取り付けるなど工夫をしよう。抜き取りなど不審な点があれば管理会社に相談しよう。
・ゴミ出しや廃品回収の際には、個人情報が含まれている書類・備品等がないか確認する。
・いたずら電話や不審な電話には対応しない。個人情報も教えない。
・洗濯物（下着類）を外から見えるところに干さない。（居住者の属性が推定されることを避けるため）
- 帰宅時の注意
・家の鍵を開けるときは、周囲を確認して、ドアを開けたら素早く家に入って鍵を閉める。
・家に入ってもすぐに自分の部屋の電気を点けない。（部屋が特定されるのを避けるため）



通学・帰宅・夜間外出時の危険

キャンパス周辺にも夜道が暗く危険な場所があります。授業や研究等で帰宅時間が遅くなる場合もあります。事前に通学途中で助けを求められる・逃げ込める場所（交番・消防署・コンビニ等）を確認しておきましょう。

被害にあわないために

- 街中で見知らぬ人が親しげに声をかけてきても対応しない。
- イヤホンやスマートフォン、携帯電話の操作をしながら歩かない。（注意力が散漫になり危険に気づけなくなるため。）
- 夜間の単独行動はできるだけ避ける。やむを得ず単独で行動する場合は、人通りが多い道を選び、周囲に注意をはらう。

女子学生の皆さんへ

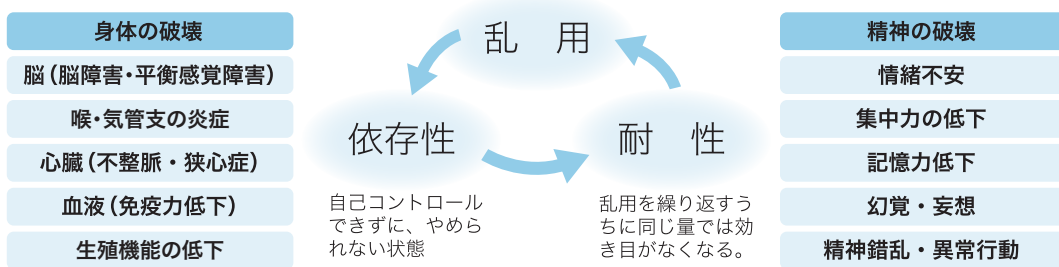
女子学生に対するいやがらせ行為（ハラスメント、ストーキング、痴漢、不審電話等）の被害相談が増えています。「自分は大丈夫」と過信せず、万が一被害にあった場合は、勇気を出して、相談にきてください。学生オフィスでは、学生サポートルームなど相談しやすい環境を用意しています。警察でも、レディース相談など女性警察官が対応してくれる窓口があります。

 学内の相談窓口は P.37、学外の相談窓口は P.38 参照

違法薬物には手をださない

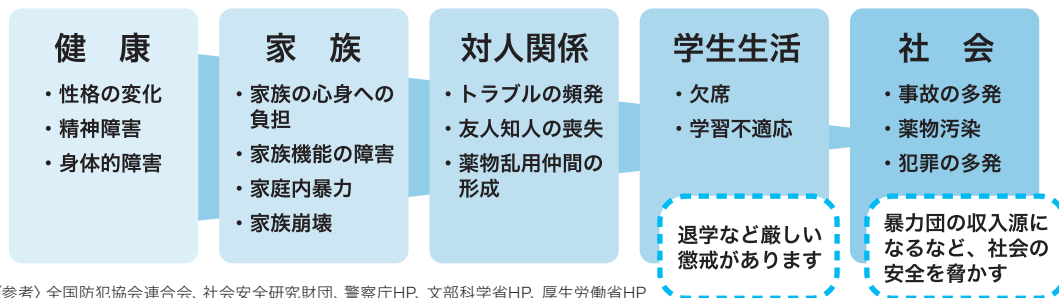
違法薬物を勧める「疲れが取れる」「頭がスッキリする」「楽に痩せられる」などの誘い文句はすべて誤りです。いかなる違法薬物も各種犯罪を誘発し、生涯にわたる身体や精神への危害ははかり知れません。また違法薬物を手にした時点で、厳しい社会的制裁を受け、人生を棒に振ることになりかねません。絶対に手を出してはいけません。

薬物は人生をこわす ～大麻など薬物は、身体と精神を破壊する恐ろしい薬物です～



一回だけと思って始めた人も「依存性」と「耐性」により、使用する薬物の量と回数が増え、自分の意志だけではやめることができなくなります。

薬物は社会をこわす ～薬物乱用はあなただけの問題ではありません。家族も社会も不幸にします～



(参考) 全国防犯協会連合会、社会安全研究財団、警察庁HP、文部科学省HP、厚生労働省HP

「軽い気持ち」の向こうに厳しい処罰 ～厳しい刑罰と社会的批判で人生台無しに！～

犯罪として処罰される

薬物	取り締まる法律	罰則
大麻 通称：マリファナ/ガンジャ ハッピー/ハシシュ/チョコ 等	大麻取締法	所持、譲り渡し、譲り受け、使用(営利目的なし) → 5年以下の有期徒刑 栽培、輸入、輸出(営利目的なし) → 7年以下の有期徒刑
覚せい剤 通称：スピード/シャブ/S(エス) アイス/クリスタル 等	覚せい剤取締法	所持、譲り渡し、譲り受け、使用(営利目的なし) → 10年以下の有期徒刑 製造、輸入、輸出(営利目的なし) → 1年以上の有期徒刑
麻薬に指定されている薬物 MDMA/コカイン/LSD マジックマッシュルーム/ヘロイン	麻薬及び向精神薬取締法	所持、使用(施用)、譲り渡し、譲り受け(営利目的なし) → 最長10年以下の有期徒刑 ※ヘロイン乱用はさらに重い罰が科されます。
危険ドラッグ 液体(ラッシュ)、粉末、葉片	医薬品医療機器等法	所持、購入・譲り渡し、譲り受け、使用 → 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

大学からの懲戒

大学として厳しい懲戒を科します。

- 覚せい剤所持・使用 : 退学
- 大麻所持・譲受・使用 : 退学・無期停学、等

大麻の使用が合法的な国なら使用してもOK?
そんなことはありません!

「大麻取締法」は合法国での行為にも適用されます。絶対に手を出さないように!

薬物の個人輸入も注意

海外で大麻や覚せい剤等の違法薬物に関する犯罪は、死刑を含む厳罰に処される場合があります。もちろん外国人も例外ではありません。得体の知れない薬等には手を出さないようにしましょう。さらに、留学先や留学生の母国など海外において法的に許されている薬物でも、日本では持ち込み・所持・使用等が法律で禁止されているものもあります。むやみに海外で購入もしくは譲り受けた薬物を日本に持ち込むことはやめましょう。また薬物を海外から個人輸入することができるインターネットサービスもありますが、むやみに利用することもやめましょう。

違法薬物を個人輸入したとして税関や警察に日本国内で逮捕される。

(例) ダイエットに効果ありと称する薬物をインターネットの海外サイトで購入し配送（個人輸入）。

薬物の運び屋・受け取り役：違法薬物の密輸者として空港や港で逮捕される。

(例) 海外で知り合った人から、日本の友人宛の中身の分からない荷物を預かり帰国。

(例) アルバイトとして海外で荷物を受け取り、日本に運搬。

実はその中身は違法薬物で入国時に違法薬物の密輸者として逮捕される。

海外の法律による厳罰

海外で日本人が麻薬・覚せい剤など違法薬物の密輸に関わり拘束され、死刑を含む重い刑罰を受ける。

考えてみよう 薬物乱用に陥らないために

●まわりに流されない「強い意志」をもって、薬物をきっぱり断る！ → ○

薬物乱用のきっかけの多くは、知人からの誘いです。好奇心や友人関係を壊したくないという気持ちもあるかもしれませんが、友人関係を大切にすなら薬物を断る勇気と、相手にもやめるよう説得する強い意志を持ちましょう。

・断る言葉を繰り返し言う「壊れたレコード作戦」：「いらない！絶対いらない」「しないと決めています。」を繰り返す

●大麻や危険ドラッグに「疲労回復」や「ダイエットの効果」はない。 → ○

薬物乱用のきっかけは、「疲労回復」や「徹夜しても平気」とか「ダイエットに効果がある」というたい文句です。薬物を使用すると、一時的に気分が高揚したり、ぼんやりしたり、不安な気持ちがなくなったり、何時までも寝ないで起きていられたり、食欲がなくなったりします。これは、薬物によって身体をだまして、無理やり元気だと錯覚させているだけです。また不健康に食欲をなくして、やつれているだけです。

●一回試すだけなら捕まらないし、身体に害もない。 → ✕

法律で取り締まられないように化学構造を変えた薬物は「危険ドラッグ」と呼ばれています。しかし、近年の法律改正で取り締まりが厳しくなっています。また、危険ドラッグとして販売されている物の中には禁止薬物が含まれることがあります。どのような成分が含まれているか分からず、毒性が強い場合もあります。

●適切な量を使用していれば薬物はいつでもやめられる。 → ✕

病気等の治療に使用する医薬品を医療目的以外で使用したり、医薬品でない薬物を不正に使用することは、たとえ一度使用しただけでも薬物乱用にあたります。乱用される薬物には「依存性」があり、一回使用すると依存性により自分の意思ではやめられなくなります。「自分だけは大丈夫」「自分の意志でやめられる」は甘い考えです。

●どんなクスリに手を出そうと個人の自由だからかまわない。 → ✕

個人の自由と言いながらもクスリに手を出すと幻覚を見るなど自分の健康を失い、周りの人を傷つけたりします。また、クスリをやめるときは個人の力では難しく、周りの方の助けや施設を借りることになり結局、迷惑をかけてしまいます。

本学では新入生に「薬物に関する意識調査」に回答いただき、「薬物」に対する考えを確認し、啓発活動に役立てています。本調査は関西大学、関西学院大学、同志社大学の4大学での合同で実施です。下記URLから回答ください。

薬物に関する意識調査 (2026年度) <https://forms.office.com/r/gK36mUride>

飲酒運転なんて“ありえない”！

飲酒したら乗用車・バイクだけでなく、自転車も乗車してはいけません。

飲酒運転による死亡事故が社会的に問題になっています。飲酒時には、安全な運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力等が低下している状態になります。具体的には「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」、「車間距離の判断を誤る」、「危険を察知しブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は事故に結びつく危険性が高いです。「酒に弱い」と言われる人だけでなく、「酒に強い」と言われる人でも、低濃度のアルコールで運転操作等に影響を及ぼします。

飲酒運転では、「飲酒なし」の人と比較した場合の死亡事故率は8.7倍です。

「飲酒」の席で加害者にならない、被害者をださない！

未成年の飲酒・イッキ飲み／飲酒の強要・飲酒運転は“違法行為”

未成年の飲酒や、飲酒運転は法律違反です。更にイッキ飲みの強要等も含め人の命を奪う可能性もあります。

近年では、飲酒にまつわる人権侵害行為として下記5つがアルコール・ハラスメント（通称：アルハラ）に該当すると定義されています。多くが上下関係や集団意識を背景にしています。安易な行動は人の命を奪う可能性さえもあります。楽しい飲み会にするためにも、他人を不愉快にさせるようなことは絶対にしてはいけません。

アルハラ NG!

- 1 飲酒の強要** … 上下関係（上級生と下級生との関係）に基づき、またクラブ・サークルの伝統と称して、あるいは集団によるはやし立て等で心理的な圧力をかけ、飲まざるを得ない状況に追い込むこと。
- 2 イッキ飲み** … 「場を盛り上げる」と称して、早飲み競争や罰ゲームとしてイッキ飲みさせること。
- 3 酔いつぶし** … 酔いつぶすことを意図して、吐くための袋やバケツ等を用意して飲み会を行うこと。これは刑法上、傷害行為に該当することがあります。
- 4 飲めない人への配慮を欠くこと** … 本人の体質や意向を無視して飲酒を勧めたり、飲み会に酒類以外の飲み物を用意しないこと、あるいは飲めないことを侮辱する行為等。
- 5 酔ってからむこと** … 酔ったうえでの暴言や暴力、ひんしゆく行為、セクハラ等。

大丈夫だろうと思わないで！

酔いつぶれる人が出ない「飲み会」が原則。無謀な飲み方、飲ませ方は厳禁。万が一、酔いつぶれた人が出たら、必ず回復するまで介護し、以下に該当する場合にはすぐに救急車を呼ぶこと。

すぐに救急車を呼ぶべき状態

- ・大イビキをかいている。
- ・ゆずって呼びかけても反応なし。
- ・体が冷たい（体温低下）
- ・倒れて口からアワを吹いている。
- ・呼吸が異常に早くて浅い。もしくは異常にゆっくりで時々しか息をしない。
- ・大量の血を吐いた。

酔いつぶれた人の介護

- ・絶対に一人にしない。
- ・衣服をゆるめて楽な体勢にする。
- ・毛布等をかけて、暖かくする。（体温低下防止）
- ・抱き起こさずに体を横向きにする。（嘔吐物で窒息しないように）

命が危ないと感じたら迷わず119番通報!! 救急車を呼ぶ!

〈参考〉イッキ飲み防止連絡協議会HP <https://www.ask.or.jp/article/8735>

交通法規を守り、地域社会の責任ある一員となろう

電車・バスなど公共交通の不正乗車・学割証の不正使用は犯罪です

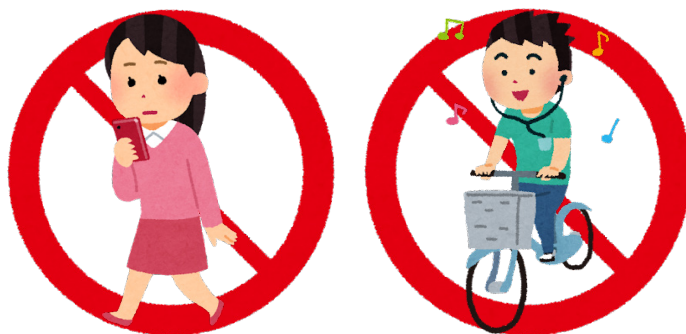
電車やバスなど公共交通を利用する学生の不正乗車（本来の運賃を払わない乗車）や学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）の不正使用により、摘発されるケースが報告されています。これらは、交通法規に違反する犯罪行為（詐欺等）であり、約款等に基づき正規の運賃のほかに追徴金を徴収されるだけでなく、犯罪行為として逮捕・起訴され、刑罰や損害賠償を受けることもあります。

これらの行為は、学修・学生生活に必要な社会的支援（定期券購入を含めた学生割引）の悪用であり、他の学生や大学全体の社会的信用を著しく低下させることにつながります。

本学では、こうした行為を行った学生に対しては、停学等の懲戒を科しています。立命館大学の学生として、法規・社会のルールを遵守し、責任と自覚ある行動を取ってください。

「歩きスマホ」・「ながら運転」は危険です スマートフォン・携帯電話・イヤホン

「歩きスマホ」や「ながら運転」は、あなたの目と耳がスマホ等に集中した状態となります。そうすると周囲に気を配れないために「無防備」な状態になります。スマホ操作や音楽を聴きながら運転するといった「ながら運転」は道路交通法の処罰の対象となります。歩行中・運転中に障害物にぶつかってケガをしたり、他の歩行者等にぶつかってケガをさせたり、最悪死亡させたりすることもあります。また、周囲に気を配れない状態では「ひったくり」「痴漢」等の危険にも気づけないことになります。



バイク・自転車等の「任意保険」の加入について

近年の交通事故における損害賠償額は非常に高額になっています。法律で加入が義務づけられている自賠責保険だけでは補償できないケースが増加していますし、物損事故は、そもそも補償されません。任意保険に加入していれば、事故後の話し合いに保険会社が専門的な視点でアドバイスおよび交渉をし、被害者・加害者どちらの立場になっても大きなトラブルを避けることができます。交通事故を起こさないように細心の注意を払うとともに、必ず任意保険にも加入し、不測の事態に備えてください。任意保険の適用は、自賠責保険加入が条件となっています。自賠責保険の加入・更新も忘れずに行ってください。

立命館大学はキャンパス全面禁煙です (特定屋外喫煙場所は除く)

受動喫煙による被害のない クリーンで健康的なキャンパスを目指しています

「副流煙」は、たばこの先から自然に立ち上る煙で、喫煙者が吸う「主流煙」に比べて、燃焼温度が低くフィルターを通過しないため有害物質が「主流煙」の何倍も含まれます。この「副流煙」を吸うのは、たばこを吸っている本人ばかりではなく、共に暮らす家族や周りの友人等も含まれます。これを「受動喫煙」といいます。「副流煙」は発ガン物質、ホルマリン、ニコチン、一酸化炭素、などを多く含み、吸い込むと必ず健康障害を起こします。また、微量の煙や臭いだけでも、体調を崩す人やアレルギーの発作を起こす人もいます。

「たばこ」は、百害あって一利なし

たばこの煙の中には4,000種類以上もの化学物質が含まれており、その内200種類は有害化学物質であるといわれています。その中にはニコチンという依存性を有する物質も存在するため、一度吸い始めるとやめるのが大変です。発ガン物質や発ガン促進物質だけでも100種類近く含まれています。たばこがもたらす健康障害は多岐にわたります。



「たばこ」は、わが国の寿命短縮危険因子の筆頭

喫煙は、肺がんをはじめとする全身のがん、心筋梗塞、慢性気管支炎や肺気腫、脳梗塞等の病気の原因となり寿命を短縮します。特に、肺がんは全国のがんの部位別死亡率の第1位となっており、非喫煙者と比べると喫煙者が肺がんで死亡するリスクは6倍まで跳ね上がります。

もっと怖い! 未成年者の喫煙 ～未成年者の喫煙は法律で禁止されています～

未成年から喫煙し始めると、さらに肺がんや食道がん、胃がん等の各種のがんにかかりやすくなります。心筋梗塞や脳梗塞等に関しても同様です。喫煙開始年齢が早いほど肺気腫や、慢性気管支炎や動脈硬化といった病気にもかかりやすくなります。10代でたばこを吸い始めた人が肺がんで死亡する可能性は、成人後の喫煙者と比べて危険率は4倍にもなります。また、喫煙開始年齢が早いほどニコチン依存症にかかる率が高くなるといわれています。

どうしてもやめられないあなたへ『卒煙のすすめ』

～たばこを“やめたい”あなたのお手伝い～

立命館大学保健センターでは、保健師・看護師による禁煙相談、医師による禁煙外来（予約制）があり、無料で相談に応じています。適切なアドバイスで、禁煙をサポートします。少しでも禁煙に興味があれば、気軽にお越しください。

保健センター <https://secure.ritsumei.ac.jp/health/>

☎ 連絡先は P.37 参照

通学ルールを守り、安心・安全な学生生活を!

立命館大学の通学ルール

立命館大学は、安心・安全なキャンパスライフを送ってもらうため、通学にあたって以下のルールを設けています。自転車・バイクで交通事故を起こしたときは、「学生だから」といった甘えは許されません。社会の一員としての自覚を持ち、被害者にも、加害者にもならないようにしましょう。

■ 自転車通学は登録制

～防犯登録、賠償責任保険加入を義務づけています～

自転車に関連する交通事故は全事故の5割に及んでいるほか、重大な人身事故で加害者となり、賠償を求められるケースが急増しています。自転車は自動車・バイクと同様「車両」に分類されます。そのため、交通ルールも非常に厳しいものになっています。自転車に乗るときは、ルールを守るとともに安全運転を心がけましょう。

本学では、自転車登録制を導入し、**防犯登録**および**賠償責任保険に加入**していることを要件として通学を許可しています。学内に入構する自転車は、事前に登録申請し、登録シールを貼付する必要があります。

必ず通学交通マニュアルにて、自転車通学の登録の方法や交通マナー等について、確認してください。

前照灯、防犯対策（鍵・二重施錠）を行ってください。

■ 自動車による通学は一切認めません

通学手段は徒歩・自転車、または公共交通機関の利用です。

■ バイク通学は自粛が基本

バイク通学は自粛を基本としています。やむを得ずバイク通学が必要な場合に限りキャンパスインフォメーション（衣笠・OIC）、キャンパス管理室（BKC）で「バイク登録」等、所定の手続きを行ってください。

※バイク登録や交通ルール等について、通学交通マニュアルにて確認してください。

■ 通学交通の諸注意

- ① 自転車・バイクは所定の置場に駐輪してください。また、放置自転車・バイクは処分します。
- ② 地域の方々に危険や迷惑を及ぼさないため、路上駐輪・放置、生活道路・住宅街の通り抜けをやめましょう。
- ③ 自転車は二重施錠しましょう。（駐輪場内でも盗難が多発しています）
- ④ 放置自転車の使用・利用は犯罪です。絶対にしないでください。また、大学として懲戒します。

交通事故にあわない・起こさない ～交通ルールを守る～

最近、キャンパス付近で学生が当事者となる交通事故が増加しています。特にバイクや自転車によるスピードの出し過ぎ、強引な右折・左折、無理な追い越しが原因と思われる事故が増えてきています。学生本人が被害者・加害者のどちらを問わず、けがや賠償のため学業を続けられなくなったり、最悪の場合、死にいたることもあります。学生の皆さんは、地域の生活者として地域社会の一員であり、安心・安全な地域環境づくりに寄与する責任があります。学生の皆さんも地域住民の方々も快適な生活を送れるよう交通ルールやマナーを守りましょう。

■ 交通事故にあわないために

- ・急な飛び出しは危険です。一時停止と安全確認を!
- ・夜間は、目立つ服装や反射材の着用など自分の存在を明らかにする工夫を!

■ 交通事故を起こさないために

～加害者にならない～

- ・安全運転を常に心がける。
- ・飲酒運転や速度超過、信号無視等の無謀運転は絶対にしない。
- ・ハンドルを握ったら運転に集中する！（脇見や油断は思わぬ危険を招きます。）
- ・HPの通学交通マニュアルをよく読んでください。

■ 自転車も車両です…

交通ルールを厳守してください!

～自転車との衝突事故で歩行者が死亡した例もあります～

- ・自転車は車道が原則、歩道は例外。歩道では歩行者優先で、車道寄りを走行。
- ・二人乗り、並走の禁止
- ・交差点での信号遵守と一旦停止、安全確認
- ・走行中の携帯電話、イヤホン、ヘッドホンの使用禁止
- ・薄暮時・夜間はライトの点灯（いち早く自分を認識してもらうために）
- ・スピードを出し過ぎない（特に下り坂）

*道路交通法により、自転車運転者にも、厳しい罰則が適用されます。

もし、交通事故の被害にあったり、起こした場合は、警察へ届けるとともに、必要に応じて所属キャンパスの学生オフィスに連絡し、保険会社や保護者にも連絡してください。

各キャンパス「通学交通マニュアル・動画」 <https://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/bike/>

契約行為とは何かを知ろう

2022年4月より18歳以上が成人となりました。成年を迎えたみなさんは、自らの責任で、さまざまな場面で契約をしていくことになります。成人であれば、契約にあたって親の同意は必要なく、自分の意思で自由に契約することができます。

しかし、自由に契約ができる反面、契約でトラブルになった場合の責任は自分自身が負うことになります。大人になっただけの学生を狙い打ちする悪質な業者による消費者トラブルも多数存在しますので、注意が必要です。

一般的な契約（売買契約等）

契約行為とは、商品を買ったり、サービスを利用することを指しており、消費者（客）と事業者（店等）の間で商品・サービスの中身や価格、引き渡し時期等を双方が合意すれば、契約は成立します。

その他、アパートを借りる場合の賃貸借契約、お金を借りる金銭消費貸借契約（ローン契約）等があります。



契約する際に注意すること

1. 契約トラブルを防ぐためにも、契約することに責任を持ち、軽い気持ちで契約しない。（簡単にハンコを押さない、署名をしない）
2. ネット情報を鵜呑みにしない。
3. 商品・サービスの中身をよく見極める。利用規約等がある場合は目を通す。
4. 「今すぐ決めて」などと契約をせかされてもその場で契約しない。契約する前によく考える。
5. 簡単に大金を稼げるということはありません。儲け話は信じない。
6. 借金やクレジット契約を勧められても、お金がなければ契約しない。

契約が解除できる場合

お互いに合意した契約は、自分及び相手の都合で勝手にやめることはできませんが、下記の場合は、契約をやめることができます。

- ① 契約を守らない場合（契約違反があった場合）
- ② うそをつくなどして、騙されて契約してしまった場合
- ③ 脅かされて契約してしまった場合
- ④ 双方で契約解消の合意があった場合（合意解除等という）

さらに、消費者と事業者間の契約の場合は、「消費者契約法」によって消費者の利益擁護等が図られており、上記以外でも勧誘状況等によっては、消費者を救済できることもあります。

契約上のトラブルに遭った場合

- ・一人で抱え込まず、学生オフィスや消費生活センター（連絡先は P.48 参照）に通報・相談する。
- ・クーリング・オフ制度を活用する（下記参照）。但し、クーリング・オフが適用できない場合（店舗販売、通信販売*）もあるので注意してください。

*通信販売：テレビショッピング、ネットショッピング等、自分から郵便や電話、インターネット等で申し込む取引きを指す。

クーリング・オフとは

契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。「クーリング・オフ」の詳細・方法については右記HPを参照してください。

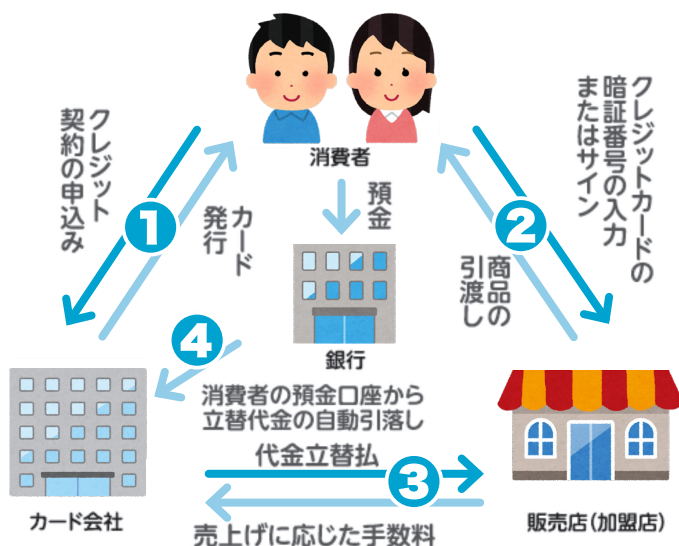
・国民生活センター

<https://www.kokusen.go.jp/>

・経済産業省「消費者相談室」

https://www.meti.go.jp/intro/consult/a_main_01.html

「クレジット」について



クレジットカード等を用いて、売買契約をするものです。店等が消費者（客）を信用して、商品を購入する際にお金を立て替えてくれたり、後払いにしてくれる仕組みです。「ローン」、「キャッシング※」など似た言葉もありますが、いずれも「借金」することを意味しており、返済計画を持たずに利用した場合、返済不能となり、社会的信用を失う可能性があります。信用を失うとクレジットカードの利用ができなくなるほか、住宅ローンなど銀行での借入れができなくなることもあります。

※クレジットカードを利用してお金を借りること。

出典：消費者庁「お金について理解しよう」

クレジットカードの支払い方法と注意すべき点

支払い方法		手数料
一括払い	商品の代金を翌月に一括して支払う方法。	無し
分割払い	商品の代金を数回に分割して支払う方法。 カードを使用したときに支払い回数を決める。分割回数が増える と手数料が高くなるので注意が必要。	有り
リボルビング払い (リボ払い)	月々の支払金額を毎月一定額または残高に対して一定率に決めてお いて支払う方法。支払回数は決まっていない。 分割払い同様、手数料が必要であり、借金が積み上がりやすい仕組 みになっているので注意が必要（下記「リボ払いについて」参照）	有り

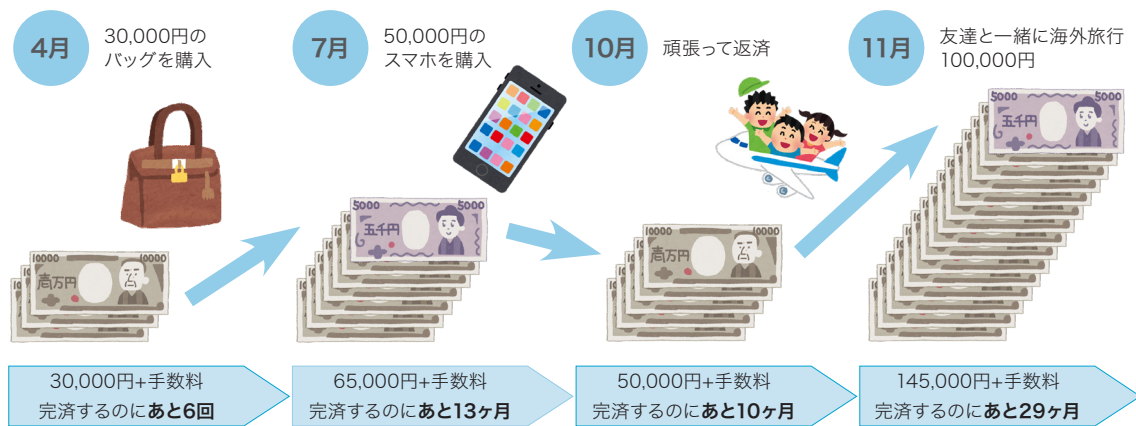
リボ払いについて

- 月々の支払を一定額または残高に対する一定の割合に抑えられるが、支払期間が長くなりがちなので、手数料がかさみ、その結果支払総額も増える。
- リボ払いは定期的な支払が続く、残高が分かりにくくなる。



完済までの期間が分かりにくいし、支払い期間が長いと、手数料も増えるので、ほんと大変…

Aさんはリボルビング払いで、毎月5,000円（定額）に手数料を加え返済することにしました。



クレジットカードを利用する際の注意事項

- (1) カードを何枚もつくと管理が困難になったり、維持費（年会費）がかかる場合があるので注意。
- (2) 暗証番号は不正使用されないよう、厳重管理するとともに他人に分からない番号（誕生日や電話番号などは不可）にすること。
- (3) 支払い方法を考慮して使用すること。
- (4) 利用明細を確認して計画的な利用を心掛ける必要がある。また、不正利用されていないかチェックすること。
- (5) カードは契約者のみ使用ができるので、他人には絶対貸さないこと。
- (6) 支払い期限は厳守すること。支払い期限を過ぎるとカードの利用が停止され、延滞料が請求されることに加えて、信用情報に記録されるので注意。
- (7) もし、紛失した場合は警察とカード会社に連絡すること。

返済が滞らないよう、クレジットカードを利用する場合は計画的に

キャッシュレス決済について

近年、商品を購入する際、クレジットカード等を用いて、キャッシュレス決済をする場面が増えつつあります。財布から小銭を取り出す手間を省けるなど便利になる一方で、使用するうえで注意すべき点もあります。

キャッシュレス決済の支払い方式

	前払い	即時払い	後払い(借金)
支払い方法	電子マネー	デビットカード	クレジットカード
形態	プリペイドカード(例:図書カード、クオカード)、ICカード(例:ICOCA、Edy)等	銀行のキャッシュカード一体型等	磁気カード、ICカード(例:iD、QUICPay)等
	スマホ決済(PayPayやLINE pay等々)		
特徴等	お金を先に支払って購入するカードやお金をチャージして繰り返し使用するカード。	リアルタイムで取引ができるカード。銀行口座があれば審査の必要がなく誰でも所持できる。	商品の購入代金をクレジット会社に立て替えてもらい、後でクレジット会社に返済するカード。

カード自体が不要なスマホ決済(バーコード、QRコード決済)

最近、TVコマーシャル等で宣伝されている「PayPay」、「LINE pay」等のスマホ決済の利用者が増えています。これはバーコードやQRコードを表示させたスマホを店側に読み取ってもらう方法と、店側のバーコードやQRコードを自分のスマホで読み取って決済する仕組みで、店側にとっても利用者にとってもスムーズな会計ができる支払い方法です。

また、スマホ決済はほとんどの場合、アプリに利用履歴が残るので、どんなことで支払ったのかを確認しやすい側面もあります。

スマホ決済時の支払いについて

アプリやサービスごとに支払い方法はさまざまだが、「前払い」、「後払い」、「即時払い(引き落とし)」があります。

スマホ決済で気をつける点

- (1) スマホの盗難、紛失をしないよう気をつける。万が一紛失した場合は遠隔から操作をしてロックできるようにする。また、スマホ自体を生体認証、指紋認証等でロックして、自分しか操作できないようにする。
- (2) クレジットカード同様に使用者が気づかないところで不正に利用される可能性がある。
 - ・上限金額を設定して被害を最小限に抑える。
 - ・日頃から支払い明細を確認する習慣を持ち、不正な身に覚えのない支払いが無いかどうかを確認する。

出典:

- ・独立行政法人国民生活センター相談情報部「若者の消費者トラブルの現状」平成29年9月14日
- ・独立行政法人国民生活センター「二十歳の君へ-消費者トラブルに巻き込まれない成人(おとな)になるう!!-」
- ・金融庁「もし、あなたが消費者トラブルにあったら・・・」
- ・消費者庁「お金について理解しよう」

アルバイト

就労にあたって

アルバイトを探すにあたっては、職種・仕事の内容、就労期間・時間、雇用主の氏名・住所、賃金等の雇用条件を十分に確認し、自分の学生生活（正課授業等）や健康に支障のないアルバイトを選びましょう。

簡単な仕事で高額な報酬がもらえるアルバイトは何か問題があるかもしれません。十分に注意しましょう。

学外アルバイト情報

学生アルバイト情報ネットワーク（株式会社ナジック・アイ・サポート）の求人情報提供サイト「立命館大学アルバイト紹介システム」（<https://www.aines.net/ritsumeit>）を利用してアルバイト求人情報が閲覧できます。

マイナンバーの取り扱いに注意

アルバイトをする場合、税金・雇用保険等の手続きが必要となりますので、アルバイト先からマイナンバーの提出を求められることがあります。大切な番号（個人情報）になりますので、むやみに開示しないよう、取り扱いには十分注意してください。

就労中のトラブル・事故（いわゆる「ブラックバイト」含む）

アルバイトも労働者です。労働基準法等の法律で守られています。以下のようなトラブルにあったら、労働基準監督署等（参照：P.48 に連絡先記載）に相談してください。

「店長や社員にハラスメントを受けた」

「アルバイト代を払ってくれない」「最初に言われたアルバイト内容・賃金と違う」

「辞めようとおもったら『代わりを見つけないと辞めさせない』といわれ辞めさせてもらえない」

「突然、『明日から来なくていい』といわれた」「アルバイト中にケガをした」など

選挙権の行使について

私たちの未来は、私たちが決めにしよう

公職選挙法一部改正に伴う選挙権年齢の引き下げに伴い、多くの学生の皆さんが衆議院・参議院選挙、都道府県・市町村の首長や議会選挙等の選挙権を持つこととなりました。

日本は国民が主権を持ち、その権利として選挙権を行使して、政治に自らの意思を反映させる議会制民主主義の考え方に基づいて国・自治体等の運営が行われています。

国政・自治体選挙だけではなく、特定の政策の是非を問う自治体における住民投票等の機会が増えており、1人ひとりが権利を行使することにより、私たちの暮らし・街づくり・学生生活にも大きく影響することについて、国や自治体など様々な政策に主体的に関与していくことが大切です。



国・自治体等の公的な政策決定に際して、多くの人々がその声を出していく民主主義のプロセスが大切です。本学では、「平和と民主主義」を教学理念として掲げて、教育・研究においてそのことを大切に、大学づくりにも活かしてきました。民主主義のプロセスは、その構成員が主体的に関与することによってはじめて活きたものとなります。学生の皆さんがよき主権者として成長していくことを願っています。

学生のみなさんは、これから行われる、国政・自治体、その他の様々な選挙・投票への参加資格を持つ主権者となります。上述の「主権者として「未来を拓く」」では、「主権者とは自分たちの生きる社会を一緒につくる責任を担う仲間たち」と説明されています。

注) 日本では、公職選挙法が適用される選挙については、外国人の投票権が認められていません。ただし、外国籍を持つ場合でも住民投票に参加できる場合があります。

20歳になったら国民年金へ加入

「学生納付特例」の申請も可能です

学生であっても20歳になれば国民年金に加入することが法律で義務付けられています。所得のない学生については、本人の申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例」制度があります。詳しくは市（区）役所、町村役場の国民年金窓口もしくはお近くの年金事務所に問い合わせてください。

注) 本学では、大学内での手続きを実施しておりません。

正課・大学行事中・課外自主活動中、大学施設内のケガ

本学では、正規学生全員を対象として**正課中や課外自主活動中(大学が認めた団体に限る)**、また**大学施設内**で生じた不慮の事故(急激かつ偶然な外来の事故)によって身体に障害(ケガ)を被った場合に備えて、「**学生教育研究災害傷害保険(学研災)**」に加入しています。

これらの条件下においてケガをした場合には、学研災の対象となる場合がありますので、まずは各キャンパス学生オフィス窓口にご相談し、保険金請求の手続きをおこなってください。

【注意1】 学研災の保険金請求には、以下のとおり、最低必要な治療日数の定めがあります。

〈保険金請求の対象となる事項〉

① 正課・大学行事中	実治療日数 1日以上
② 大学施設内でのケガ	実治療日数 4日以上
③ 課外自主活動中(大学が認めた団体)	実治療日数 14日以上

※入院をした場合(①～③を対象)は、1日目から手続きができます。

【注意2】 学研災は、通学中の交通事故には対応していません。以下の「保険加入の勧め」をご参考のうえ、ご自身での加入をお勧めします。

保険加入の勧め

学生生活では、通学中の交通事故や、思わぬ病気やケガに遭遇することがあります。実際に自転車事故で加害者となり、多額の賠償を求められるケース等も増えています。このような事態に備え、保険に加入することをお勧めします。一例として、以下をご紹介します。

立命館生活協同組合

「学生総合共済」「学生賠償責任保険」

【URL】 https://www.ritsco-op.jp/join/join_398.html

(株)クレオヒューマン

「立命館大学 学生総合保障制度(学生・こども総合保険)」

※株式会社クレオヒューマンは、株式会社クレオテックの全額出資会社です。

※株式会社クレオテックは学校法人立命館の全額出資会社です。

 連絡先は P.38 参照

学生生活セミナーについて

学生の皆さんが、充実した学生生活を送るためには、安心・安全な環境を阻害する様々なトラブルを回避することが前提となります。

本学では学生生活上のトラブルを回避するため、実際に本学にてトラブルが確認されているもの、他大学でも学生の被害が深刻化している事案、被害に遭ってからではその修復が困難とされるものの中からテーマを精選し、学生生活セミナーを動画コンテンツで配信したり、各キャンパスにて開催する予定です。

各分野の専門家等によるレクチャーであり、実践的なリスク回避術を学べる良い機会です。安心・安全な学生生活を送るため、ぜひご参加ください。

■ 成年年齢引き下げに伴うトラブル回避

マルチ商法や消費者トラブル、契約に関する注意点や正しいお金との付き合い方等、悪質な業者から身を守る方法を学ぶ。

■ SNSから人権を考える

SNSに関してのトラブルの対処法や知っておくべき知識やネットマナーを学び、被害者にも加害者にもならない姿勢を養う。

■ カルト集団／悪徳商法から身を守るための方法

カルト集団や悪徳商法の勧誘手口や危険な実態を知り、それらの危険から回避するための方法を学ぶ。

■ 大学生の薬物問題を考える

薬物の種類・実態や乱用するきっかけなど薬物に対する正しい知識を持ち、その乱用の恐ろしさを認識する。

■ ブラックバイト対策

ブラックバイトの特徴や傾向および労働基準法を学び、身を守るための知識を習得する。

■ お酒との正しい付き合い方

過度な飲酒、未成年飲酒が招く危険や酒席のマナーに対する理解を深め、適正な飲酒のための知識や姿勢を学ぶ。

■ ひとり暮らしにおける防犯教室

ひとり暮らしをするうえで、また公共の場における様々な危険（リスク）を知り、それを回避（マネジメント）する方法を学ぶ。緊急避難的な護身術のレクチャーも含む。

各テーマの日程、時間、実施形態（対面、オンライン、動画配信）等の詳細につきましては、manaba+R および学生オフィス掲示板等でお知らせいたします。

包括的な学生支援ネットワーク

大学生活は、正課や正課外活動等さまざまな活動に取り組み、貴重な経験を積み重ねる大切な期間です。しかし、時には課題や困難に直面したり、迷ったり、悩んだりすることも少なくありません。

これらの解決に自立して取り組むことも重要ですが、それと同じぐらい、学生同士が助け合い、学び合うことが重要です。また、教職員や専門相談員と話し合い、主体的に支援を活用できる力を形成することも必要となります。

立命館大学には、学修、学生生活、課外自主活動、そして、キャリア形成等、多様な側面で、学生を支援する体制が整えられています。このような包括的な学生支援のネットワークを上手に活用し、より良い学生生活を送ってください。

学生オフィスの学生支援コーディネーター

相談は、解決に向けての大きな一歩です

困っているけれど、どこに相談すればよいかわからない



学生オフィスの学生支援コーディネーターが学生の「困り感」を聞き取り、学内外の適切な支援につながるガイドを行います。



URL <https://www.ritsumeai.ac.jp/drc/sougou/detail/>

学生サポートルーム ー自分らしい学生生活を送るためにー

学生生活は、あらゆることに挑戦できる自由と可能性を秘めています。正課授業・課外自主活動・アルバイト、そして新しい人間関係等、自分の世界をよりいっそう広げ、自分自身を成長させていく大切な時期といえるでしょう。

そのような時期だからこそ、学生生活を送るうえで様々な壁にぶつかり、将来について不安や疑問を抱えるなど、これまで以上に自分自身について「考える」ことが多くなってきます。「考える」ことは、次に進むための大切な「時間」ですが、ひとりで考えてもなかなか結論が出せなかったり、「考える」ことがしんどくなる場合もあるでしょう。

「とにかく誰かに相談したい、話を聞いて欲しい」というときは、学生サポートルームを訪ねてください。また、学生生活の様々な事柄について、「どこで相談したらいいかわからない」という場合も、学生サポートルームはみなさんの力になれるでしょう。

たとえばこんなとき

- ・大学生生活の目標が見つからない。
- ・なんだか周りから取り残されていく気がして焦っている。
- ・勉強に興味を持てない/勉強が思うようにすすまない。
- ・将来のことが不安/進路が決められない。
- ・なんとなくやる気がでない。
- ・友達ができない/友達つきあいがうまくいかない。
- ・家族との関係で悩んでいる。
- ・トラブルが解決できない。

学生サポートルームでは、みなさんが「自分らしい学生生活」を送るためのサポートとして、カウンセリングや様々な企画等を行っています。

学生サポートルームでカウンセリングを行うのは、「資格」「経験」のある専門のカウンセラーです。相談の内容について、秘密は固く守られます。また、学生サポートルームのカウンセリングは次のような時にも活用できます。

- ・自分の気持ちを整理したい。
- ・自分のことについて見つめなおしたい。
- ・自分の学生生活や将来についてしっかり考えてみたい。
- ・自分に合ったストレス対処法、時間管理方法等を習得したい。

リラクゼーションや交流の企画をおこなったり、HPにこころの健康のために自分でできることなどの情報を掲載しています。

学生サポートルームを利用するには

相談の申し込み カウンセリングを希望する場合は予約が必要です。

学生サポートルームに関する問い合わせ先

衣笠・朱雀 研心館2階

BKC セントラルアーク1階

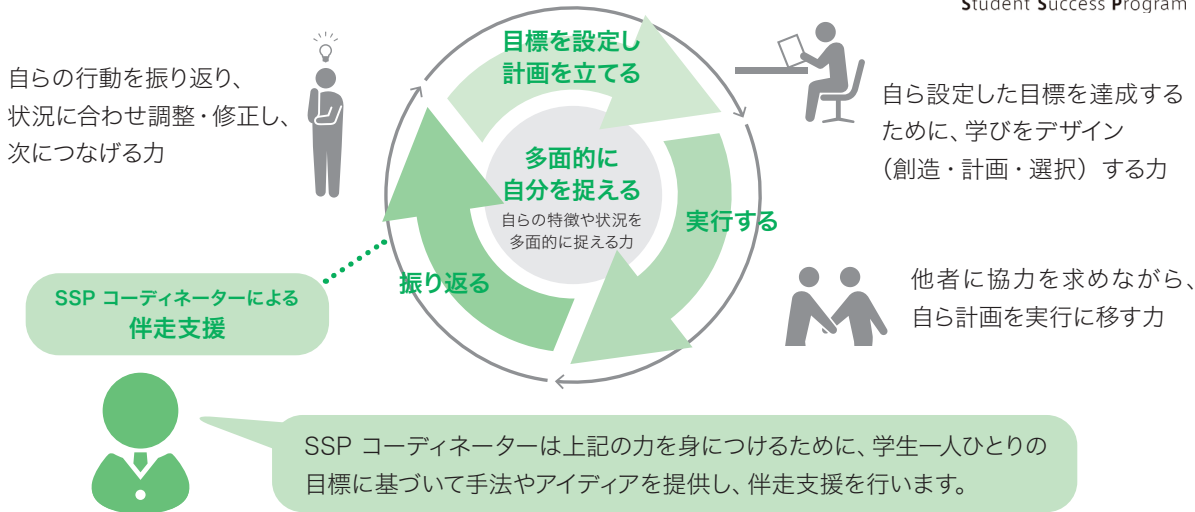
OIC A棟1階 (AS事務室内)

 連絡先は P.37 参照

URL <https://www.ritsumeai.ac.jp/ssr/>

Student Success Program (SSP)

SSPってなに？ SSPは、学生が主体的に支援プログラムに参加することによって、以下の力を涵養し、自立した学び手として成長することを目標としています。



SSPの支援プログラム SSPでは対面やオンラインでのセミナー配信、小集団支援、個別支援のプログラムを展開しています。一人ひとりの状況やニーズに合わせて自由に活用していただけます。

SSPセミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と整理 ・ToDoリストの作り方 ・タイムマネジメント ・ノートの取り方 ・レポートの書き方など 	対面やオンラインでセミナーを随時開催しています SSPのHPにもオンデマンド動画があります
ピア・サポーターによる相談アワー・企画	対面やオンラインで、学生同士で学びあう企画を実施しています	
SSPコーディネーターによる個別相談	SSPコーディネーターが学習習慣のアセスメント・自立や成長のためのアドバイスをを行います	

もっと詳しく知りたい方、お問い合わせは学生オフィス・SSP支援コーディネーターへ

- Step 1** SSPコーディネーターに相談の予約をしましょう。直接来室、電話、メール、SSPのHPにある申込フォームから予約ができます。
- Step 2** 各キャンパスのSSPコーディネーターと話し合いながら、自身の得意なこと、不得意なこと、工夫やスキルを身につければ解決できることなどを発見していきます。
- Step 3** 課題解決に必要な支援、また学内リソースを紹介するなどのコーディネートを行います。

Student Success Program (SSP) 学生オフィス 開講期間中：月～金 9:30～17:00 ※学生オフィスの開室時間に準じます

衣笠	研心館2階	連絡先は P.37 参照	[E-mail] ssp1@st.ritsumei.ac.jp
BKC	セントラルアーク1階		[URL] https://www.ritsumei.ac.jp/ssp/
OIC	A棟 (AS事務室内)		

保健センター

健康サポート

健康相談: 「何科を受診したらいい?」という相談、近隣の医療機関の案内、身体やこころに関する相談、禁煙相談

診療: 内科 (発熱外来、トラベルクリニック)・精神科 (予約制) 診療
*診療時間はホームページを確認してください。

健康診断: 定期健康診断、再検査や精密検査

窓口時間: 9:30~17:00 (土日祝日休み)

	場 所	電話番号
衣笠キャンパス	志学館 1階	075-465-8232
BKCキャンパス	ウエストウイング 1階	077-561-2635
OICキャンパス	H棟 1階	072-665-2110

URL

<https://www.ritsumei.ac.jp/health/>



障害学生支援室

本学では、立命館大学障害学生支援方針に基づき、「障害学生を含むインクルーシブな大学づくり」の実現を目指し、障害学生支援を行っています。

サポートの対象

視覚障害・聴覚障害・肢体不自由等の身体障害、発達障害、精神障害および難病等により、本学における修学に著しい制限が生じ、学生本人が支援を受けることを希望、その必要性が認められた学生。また、病気や怪我で一時的に障害を負った学生も含まれます。

サポートの範囲

- ① 正課授業を受ける上での必要な支援
- ② その他の支援についても、学生本人からの相談、要請があった場合は、障害学生のニーズに基づいて個別検討を行います。

障害学生をサポートする学生スタッフの募集 (随時) や、各種イベントも行っています。関心のある方は、障害学生支援室までお問い合わせください。診断がない場合でも相談することができます。



障害学生支援室 窓口のご案内

【開室時間】 開講期間中: 9:30 ~ 17:00 (土日祝日休み)
閉講期間中: 13:00 ~ 17:00 (土日祝日休み)

URL

<https://www.ritsumei.ac.jp/drc/>

👉 連絡先は
P.37 参照

【問合せ先】

障害部門別	場 所
身体障害のある学生の相談窓口	衣笠キャンパス 研心館 1階
精神・発達障害とその可能性のある学生の相談窓口 (学生オフィス内)	衣笠キャンパス 研心館 2階
	BKCキャンパス セントラルアーク 1階
	OICキャンパス A棟南 (AS事務室) 1階

※診断がない場合でも相談することができます。

※所属する研究科が朱雀キャンパスの方は、衣笠キャンパスの学生オフィスにご相談ください。

ダイバーシティ&インクルージョン推進室

学生のみなさんが、なりたい自分を実現し、立命館に来てよかった、いてよかった、と感じる日々を過ごせるよう、本学ではダイバーシティ&インクルージョン (D&I) の考え方を大切にしています。

人は一人ひとり、多様であり、「特別」な存在です。みなさんが多様である他者への敬意をもち、お互いの考え方や生き方を尊重し合うことは、みなさんが安心して学生生活を過ごす上でとても大切です。キャンパスでみなさん一人ひとりが自分らしくいられること、自己を表現することができること、自己選択し、自己を実現できる環境であること、を目指してD&I 推進室は活動しています。

立命館のD&I 推進に関わる理念や方針も定めています。下記URLからご覧ください。

また学内のD&I に関わる制度や仕組みについて、疑問に思ったこと、感じたこと、どこに相談したらよいか分からない、といったことがある場合は、「D&I 相談窓口」を設けていますのでご連絡ください。

D&I 推進室

【相談方法】 まずはメールにてご連絡ください。 **E-mail** dcontact@st.ritsumeai.ac.jp

【開室時間】 月曜日から金曜日（祝祭日は除く）
9:00 ~ 17:30
夏期休暇・冬期休暇・GW など閉室期間もあります。

総長声明 ダイバーシティ&インクルージョン推進に向けて

URL <https://www.ritsumeikan-trust.jp/diversity/about/president.html/>

ダイバーシティ&インクルージョン推進にかかる基本理念と基本方針

URL <https://www.ritsumeikan-trust.jp/diversity/about/policy.html/>

性の多様性に関する基本的考え方

URL https://www.ritsumeikan-trust.jp/diversity/sogie_guideline/sogie_guideline01.html/

立命館大学における性の多様性に関わる学生支援の対応ガイドライン

URL https://www.ritsumeikan-trust.jp/diversity/sogie_guideline/sogie_guideline02.html/

ハラスメント防止について ～ハラスメントの被害者にも加害者にもならないために～

立命館大学では、すべての学生と教職員が個人として尊重され、いきいきと学び、安全で快適に活動ができるコミュニティを創り出すことが、学生の学びと成長のため、また大学が社会的使命を果たすために重要であると考えています。

ハラスメントのない環境をつくるために何より大切なことは、人は一人ひとり違うということを理解し、自分も相手も大切な一人であるという認識を持って行動することです。

ハラスメントとは

ハラスメントとは、必要かつ適正な範囲を超えて相手に不利益な処遇を与えたり、相手の活動に係る環境を害したりする行為のことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメント（アルコール・ハラスメント、レイシャル・ハラスメントなど）があります。詳しくは下記URLをご参照ください。

ハラスメントだと感じたら

- あなたが不快に感じたということを、相手は気づいていない場合が多いので、冷静に、正確に、「不快に思った言動」を相手に伝えてください。それが自分も相手も守ることにつながります。
- 信頼できる人に相談し、話を聞いてもらうことも大切です。自分で抱え込まないようにしましょう。また友人の様子がおかしければ、声をかけて相談にのってあげましょう。
- 先生や先輩に直接伝えられないような場合、授業や研究指導のことなら事務室に、課外自主活動のことなら部長や顧問、学生オフィスに相談してみましょう。
- ストーカー行為など、身体に危険が及ぶ可能性がある場合には、身近にいる人や事務室などに助けを求め、場合によっては直ちに警察に連絡をして下さい。
- 自分で解決が難しい場合等は、ハラスメント相談員に相談をして下さい。ハラスメントの相談や手続きは、下記URLより確認して下さい。

立命館大学・立命館附属校ハラスメント防止委員会

URL <https://www.ritsumeai.ac.jp/mng/gl/jinji/harass/>

学生懲戒規程・学生団体処分規程

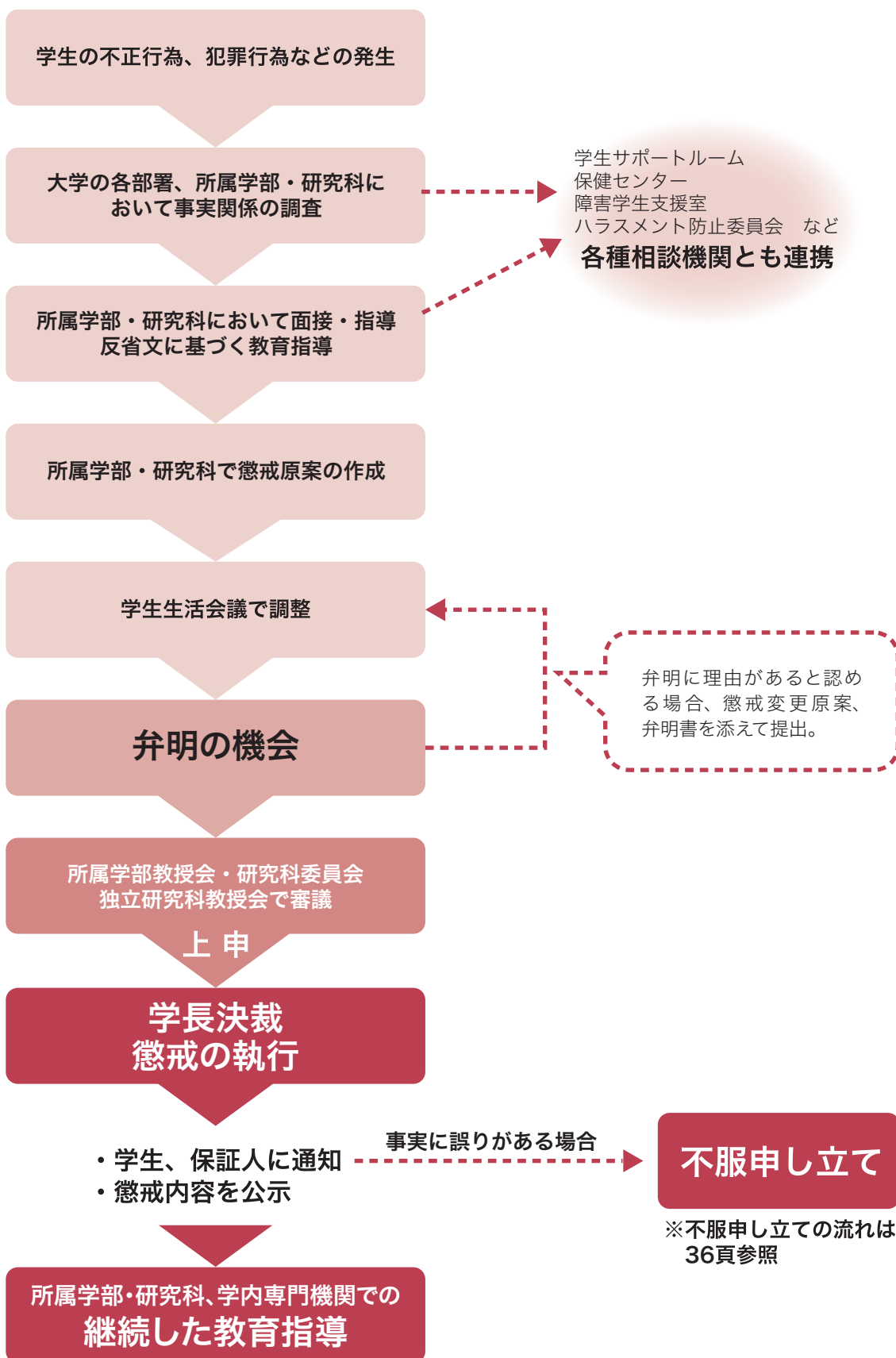
学生は「学びの主体」であり、大学を構成する一員です。学生は大学において自由な教育・研究を保障されるとともに、構成員相互の人権・権利を守るために大学の諸規則を遵守し、学び、研究するという学生の本分をまっとうすることが求められます。また、学生は社会に生きる市民として、定められた法律や条例など社会的な諸秩序を遵守しなければなりません。

立命館大学では、学生個人や課外活動団体が本学学則やその他大学の諸規程に違反した場合、あるいは犯罪行為等を行なった場合は、学校教育法および学校教育法施行規則、学則第57条、大学院学則第91条、学生懲戒規程、学生団体処分規程に基づいて、懲戒・処分を行います。

懲戒・処分は教育上の必要性にもとづきおこなうものですが、公正性・公平性・透明性を確保し、社会的説明責任を果たしていくことが求められることから、「学生懲戒規程」、「学生団体処分規程」を関連事項とともに本学学生であるみなさんにお知らせします。

【各種規程】 <https://www.ritsumei.ac.jp/infostudents/rule/>

懲戒の流れ



留意事項

ハラスメント

ハラスメントについては、相談者に対して、ハラスメント防止委員会もしくは保健センター、学生サポートルームに報告・相談をおこなっているかを確認し、平行して相談している場合には、相談者の了解を得たうえで、それらの機関と協力のうえ、そこでの決定等に基づいて対応します。

暴力行為

1999年3月18日の全学協議会代表者会議での「あらゆる暴力を否定し全構成員の自治を発展させるための声明」に基づいて、「基本的人権を蹂躪し、大学の自治と学問の自由を破壊する一切の行為」に対して、毅然とした対応をおこないます。本学における暴力行為とは、身体的な暴力のみならず、学内の施設・設備等の破壊行為など、学園の安心・安全と自治を脅かす全ての行為を指しています。

図書資料の故意破損、持ち出し等

図書館や書庫に収められている図書資料は、学園の全構成員共有の財産です。ラベル剥がし、内容の切り取り、CD-ROMの持ち出し等、故意に資料を破損させたり持ち出した場合は、懲戒の対象となります。

キャンパス内への車両入構、キャンパス周辺への迷惑駐車

本学は、キャンパス内への車両入構は原則として禁止しています。車両の乗り入れが必要な場合は、所属する学部・研究科事務室、学生オフィス（課外活動の場合）に事前に相談してください。なお、無断や不正な方法により車両入構した場合は、厳しく対処します。また、キャンパス周辺の路上等に自動車、バイク、自転車を駐車・駐輪することは、違法行為であり近隣住民の方への迷惑となるため厳しく対処します。

停学期間が3か月を超える場合の学籍の扱いについて

停学期間が3か月を超える場合、卒業に必要な期間（修業年限）に算入されません。卒業・修了日が延期となります。

懲戒に伴う奨学金の取扱い

立命館大学各種奨学金規程、日本学生支援機構奨学金規程の定めるところにより、受給しているまたは受給が決定している奨学金について、受給停止もしくは受給取り消しとなる場合があります。

懲戒を科された場合の記録等の取扱い

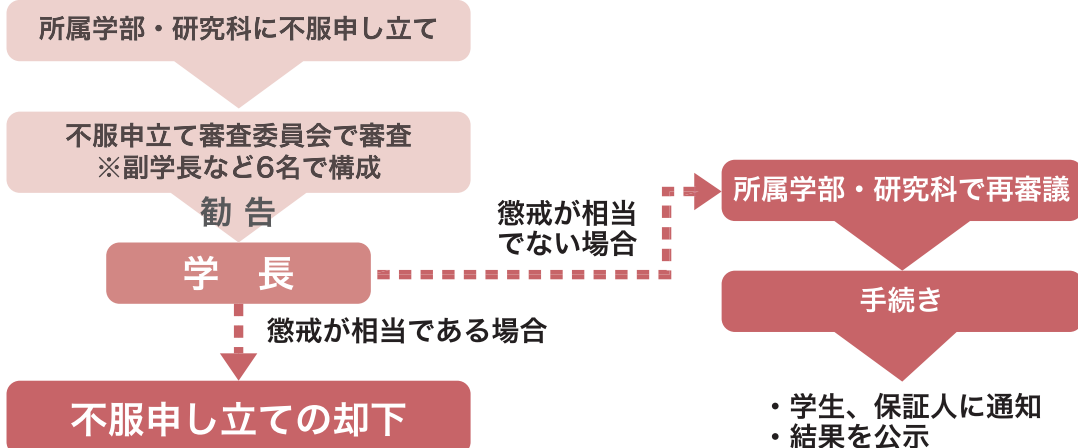
懲戒を科された場合、学籍簿（永久保存）に記録し保存します。成績通知表や在学証明書等の各種証明書には記載しません。

懲戒期間中の授業や課外活動等への参加、施設利用について

懲戒期間中は、授業への出席や課外活動等への参加、施設利用は認めていません。所属学部・研究科が懲戒期間中に教育的指導として学習等の指示を行います。それに伴って授業への出席や図書館の利用等、学習に必要なことを指示します。

不服申し立て制度

懲戒の根拠となる事実が誤りがあった場合や新たな事実が判明した場合などに、不服申し立てを行うことができます。上記の場合は、学生懲戒規程に基づき、所属学部・研究科に不服申し立てを行ってください。



学内相談窓口一覧

困ったことがあればまずは大学の各所管に相談してください

		部課名	場所	電話	
衣笠 キャンパス	1	法学部事務室	存心館 1F	075-465-8175	
	2	産業社会学部事務室	以学館 1F	075-465-8184	
	3	国際関係学部事務室	恒心館 1F	075-465-1211	
	4	文学部事務室	清心館 1F	075-465-8187	
	5	衣笠独立研究科事務室（言語教育情報・先端総合学術）	創思館 1F	075-465-8375	
	6	衣笠学生オフィス	研心館 1F	075-465-8167	
	7	衣笠サポートルーム		075-465-8174	
	8	障害学生支援室		075-465-8343	
	9	保健センター（衣笠）	志学館 1F	075-465-8231	
	10	キャンパスインフォメーション	至徳館 1F東	075-465-8144	
BKC キャンパス	11	経済学部事務室	アドセナリオ 1F	077-561-3940	
	12	理工学部事務室	コアステーション 1F	077-561-2625	
	13	生命科学部事務室	リンクスクエア 2F	077-561-5021	
	14	薬学部事務室	サイエンスコア 1F	077-561-2563	
	15	スポーツ健康科学部事務室	インテグレーションコア 2F	077-561-3760	
	16	食マネジメント学部事務室	アドセナリオ 1F	077-561-4801	
	17	BKC 学生オフィス	セントラルアーク 1F	077-561-3917	
	18	BKC 学生サポートルーム		077-561-3952	
	19	障害学生支援室		077-561-3951	
	20	保健センター（BKC）	ウエストウイング 1F	077-561-2635	
	21	キャンパス管理室	コアステーション 1F	077-561-2621	
OIC キャンパス	22	経営学部事務室	A棟 1F (AC 事務室内)	072-665-2090	
	23	政策科学部事務室		072-665-2080	
	24	映像学部事務室		072-665-2071	
	25	総合心理学部事務室		072-665-2190	
	26	グローバル教養学部事務室		072-665-2492	
	27	情報理工学部事務室		072-665-2075	
	28	OIC 独立研究科事務室		テクノロジー・マネジメント研究科	072-665-2100
	29			経営管理研究科	072-665-2101
	30	学生オフィス	A棟 1F (AS 事務室内)	072-665-2130	
	31	学生サポートルーム			
	32	障害学生支援室			
	33	保健センター	A棟 1F (AN 事務室内)	072-665-2110	
	34	キャンパスインフォメーション	A棟 1F北	072-665-2020	
	朱雀 キャンパス	35	朱雀独立研究科事務室	法務研究科	075-813-8272
36		教職研究科		075-813-8269	
37		キャンパス管理室	中川会館 1F	075-813-8315	

学外相談窓口一覧

アルバイト関係の相談窓口

(賃金未払い・雇用機会均等法・セクシャルハラスメント相談等)

	問い合わせ窓口	地域	電話
1	総合労働相談コーナー ・厚生労働省労働局 ・労働基準監督署	京都府	0120-829-100 ※京都府内限定
2			075-241-3221
3		京都駅前	075-342-3553
4		京都上	075-280-1320
5		滋賀県	077-522-6648
6		大津	077-501-3976
7		大阪府	06-7660-0072
8		茨木	072-604-5491

悪質商法等消費生活での被害相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
25	消費者ホットライン ※最寄りの消費生活窓口につながります。	京都府	188
26	京都市消費生活総合センター		075-366-1319
27	京都府消費生活安全センター		075-671-0004
28	法テラス京都(日本司法支援センター)	滋賀県	050-3383-5433
29	草津市消費生活相談窓口		077-561-2353
30	大津市消費生活センター		077528-2662
31	滋賀県消費生活センター(彦根市)		0749-23-0999
32	法テラス滋賀(日本司法支援センター)		050-3383-5454
33	茨木市消費生活センター		072-624-1999
34	大阪府消費生活センター		06-6616-0888
35	法テラス大阪(日本司法支援センター)	050-3383-5425	

交通事故後の損害賠償請求・示談等の 問題が生じた際の相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
9	京都市消費生活総合センター (交通事故相談)	京都府	075-366-3305
10	京都府交通事故相談所		075-414-4274
11	滋賀県立交通事故相談所	滋賀県	077-528-3425
12	茨木市市民生活相談課	大阪府	072-620-1603
13	(公財)日弁連交通事故相談センター	-	0120-078-325

警察の相談窓口

★…女性警察官が対応してくれます。

	問い合わせ窓口	地域	電話
36	京都府警察総合相談室	京都府	075-414-0110
37	京都府警察レディース110番 ★		075-411-0110
38	鉄道警察隊(京都) レディース相談室 ★		075-682-0913
39	滋賀県警察 県民の声110番	滋賀県	077-525-0110
40	滋賀県警察 犯罪被害者サポートテレホン ★		077-521-8341
41	草津警察署		077-563-0110
42	鉄道警察隊(滋賀)		077-564-1116
43	大阪府警察本部府民応接センター (警察相談室)	大阪府	06-6941-0030
44	大阪府警察 性犯罪被害110番		0120-548-110
45	茨木警察署		072-622-1234
46	鉄道警察隊(大阪) 列車内ちかん被害相談 ★		06-6885-1234

こころの相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
14	よりそいホットライン	-	0120-279-338
15	京都いのちの電話	京都府	075-864-4343
16	京都府精神保健福祉総合センター		075-645-5155
17	京都市こころの健康増進センター		075-314-0874
18	滋賀いのちの電話	滋賀県	077-553-7387
19	滋賀県立精神保健福祉センター		077-567-5010
20	草津市保健増進課健康増進グループ		077-561-2323
21	関西いのちの電話	大阪府	06-6309-1121
22	大阪府こころの健康総合センター		06-6607-8814

SNS・インターネット上の犯罪などに 関わるトラブルの相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
47	京都府警察本部 サイバー犯罪対策課	京都府	075-451-9111
48	滋賀県警察本部 生活安全課 (サイバー犯罪対策室)	滋賀県	077-522-1231

インターネット上に個人情報や 名誉毀損があった場合の相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
49	法務局インターネット人権相談受付 窓口 みんなの人権110番	-	0570-003-110

保険加入についての相談窓口

	問い合わせ窓口	地域	電話
23	立命館生活協同組合	-	075-465-8280
24	(株)クレオヒューマン	京都府	075-463-9178



TIPS ON CAMPUS LIFE FOR STUDENTS 2026



2026年

安全で快適な学生生活のヒント

発行／立命館大学 学生オフィス（2026.3）

【学生オフィス(衣笠)】〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学 衣笠キャンパス 研心館 2F TEL：075-465-8167

【学生オフィス(BKC)】〒525-8577 滋賀県草津市野路東 1-1-1 立命館大学 びわこ・くさつキャンパス セントラルアーク 1F TEL：075-561-3917

【学生オフィス(OIC)】〒567-8570 大阪府茨木市岩倉町 2-150 立命館大学 大阪いばらきキャンパス A 棟 1 階 (AS 事務室内) TEL：072-665-2130